

平成 21 年 10 月 26 日

報道関係各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
日 本 貸 金 業 協 会
会 長 小 杉 俊 二
問い合わせ先 企画調査部 調査課
電 話 番 号 03-5739-3013
F A X 番 号 03-5739-3027

「貸金業者の経営実態等に関するアンケート調査」報告

～貸金業者は、貸付金利息の低下や資金調達環境の悪化、
利息返還請求対応コストの高止まり等、
厳しい経営環境下で改正貸金業法の完全施行に向けた準備
(貸付金利の引き下げ、融資額の抑制等)を進めている～

日本貸金業協会では、貸金業界の現状を把握するため、貸金業登録業者（当協会協会員及び未入会の貸金業者）の協力を得て、今般、「経営実態等に関するアンケート調査」を実施致しました。

協会員 1,028 者、非協会員 202 者からの回答結果から得た調査・分析結果を公表致します。

【主な調査結果】

1. 経常的事業コストが利息収入を上回り、資金調達を含め経営環境は大変厳しい[P23-P25]

- 直近3期における収支項目の営業貸付金残高に対する比率(協会員)は、営業貸付金利息が17.8%から14.2%へと低下する一方、営業費用総額(利息返還費用を含む)の比率は20.7%から20.6%とほぼ横ばいとなった。
- 利息返還費用を除いた営業費用(協会員)の比率は、17.0%から15.6%へと低下。販売管理費の削減等の経営努力が窺われるものの、2008年度には営業貸付金利息の比率を上回り、事業構造として大変厳しいものとなっている。
- 資金調達状況の調査(協会員)では、貸金業者の67%が、「金融機関からの借入金額が減少している」と回答しており、今後も、40%が借入可能金額の減少、44%が金融機関の貸出姿勢が厳しくなると見通している。

2. 利息返還請求対応コストは依然として高止まり[P27-P30]

- 2006年度以降、利息返還請求に伴う元本毀損額と実際のキャッシュアウトである利息返還金の合計額は、約0.6兆円、約0.9兆円、約1.0兆円と年を追って増加し、この間、利息返還引当金残高は2兆円前後で推移した。
- 利息返還請求の影響は、過去3ヵ年において、元本毀損額と利息返還金の請求で約2.4兆円、引当金計上コストを含めて約4.4兆円の規模に達した。
- 利息返還請求者の請求時点の債務者区分調査（協会員）では、「延滞先」が最多の46%を占めているものの、「完済・残高なしの先」も24%と、昨年度の調査（22%）を上回った。今後、貸金業者（協会員）の68%が、「完済・残高なしの先」からの請求が増加すると見通している。
- 請求元の調査（協会員）では、「弁護士」が57%、「司法書士」が35%と、昨年度に引き続き、両者合わせて90%以上に達し、「本人」からの請求は7%に留まった。

3. 完全施行からの総量規制・上限金利引下げの導入に向け、融資先の選別や融資額抑制等により貸付残高の大幅な減少が進行している[P7-P12]

- 貸付残高（協会員）は、この一年半（2007.9-2009.3）で16.6兆円から13.8兆円となり、約2.8兆円減少（△17%）した。この内、約2.5兆円は、消費者向け無担保貸付による減少であった（12.6兆円→10.1兆円へ減少、△約20%）。
- 同期間における消費者向け無担保貸付の1件当たりの貸付単価は、総量規制への事前対応の結果、20.1万円から17.2万円へと約3万円低下（△14%）した。
- 同様に事業者向け無担保貸付では、少額融資先の縮小等上限金利引下げへの事前対応で、融資先の選別が進行した結果、貸付単価は174.7万円から258.8万円へと約84万円上昇（48%）した。
- 業態別の残高推移では事業者金融業態が△53.4%、消費者金融業態が△24.2%、クレジット・信販他が△12.8%と何れの業態でも大幅に減少した。
- 残高の今後の見通しとして、消費者向け無担保貸付では76%の貸金業者が減少すると回答、この内貸付残高5,000億円を超える大手貸金業者は全社が減少を見通している。
- 貸付残高減少見通しの根拠（協会員）は、改正貸金業法の施行（94%）が最も多く、利息返還請求の増加、利用者の借入意識の変化、与信審査モデルの変化が続いた。
- 貸出金利帯別残高の調査（協会員）では、消費者向け無担保貸付及び事業者向け無担保貸付ともに、20%以下の金利帯へのシフトが進んだ。

4. 総量規制の導入により、大手貸金業者の既存貸付先の半数程度が、与信見直し対象の見込み[P37]

- 既存の正常貸付先における総量規制に該当しそうな債権の保有比率（総量規制に該当する貸付先割合）の調査では、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者（協会員8社）のうち、「規制該当割合：25%超～40%以下」が4社、「同：40%超～60%以下」が3社、「同：60%超～80%以下」が1社となり、大手貸金業者の既存貸付先の半数程度が、総量規制の導入により、融資停止等の与信見直しの措置を受ける可能性がある。

- 一方、貸付残高 500 億円以下の貸金業者（協会員）は、約 70%が「不明（規制該当債権の保有比率を把握していない）」と回答。この傾向の背景には、信用情報機関への加入率（貸付残高規模 5 億円以下の業者は信用情報機関の加入率が現状 42%程度である [P16 より]）や、貸付形態の違い（中小規模業者による貸付は証書貸付が一般的であり、貸付時しか顧客の年収及び借入状況を把握していなく、データ化もされていない）等があるものと思われる。
- また、記述形式による総量規制に対する意見では、「総量規制はかなり厳しく、営業が苦しくなるのでやめてほしい」、「総量規制導入後は個人に対する貸付が激減する」といった意見が多かった一方、「総量規制により締め出された資金需要者が、ヤミ金融に流れる懸念がある」「借りられなくなる層の人たちからの生活保護、破産等の増加が懸念される」といった資金需要者への影響を指摘する意見もあった。

5. 大手貸金業者は、初期審査の与信姿勢をさらに厳格に[P31-P33]

- 新規借入申込に対する初期審査姿勢の調査（消費者向け無担保貸付）では、貸金業者（協会員）の 67%が「厳しくした」と回答しており、今後の審査見通しについても、67%が「厳しくする」、8%が「貸付停止を予定」と回答。昨年度の調査結果「厳しくする」61%と比較して、14 ポイント上昇した。
- 消費者金融業態による消費者向け無担保貸付の「成約率」は、37.3%（2007.9）から 26.8%（2009.3）へと低下した。

6. 資金需要者では、「自営業者」「パート・アルバイト・派遣」「主婦（主夫）」「年収 400 万円未満の低所得者層」等が、完全施行による融資姿勢の影響を受ける[P38-P39]

- 完全施行による融資姿勢の影響調査では、消費者向け貸付では貸金業者（協会員）の 60%超が、「自営業者」「パート・アルバイト・派遣」「主婦（主夫）」「年収 400 万円未満の低所得者層」に影響を受ける資金需要者として回答した。
- 同様に事業者向け貸付では、貸金業者（協会員）の 54%が、「個人事業主」をあげた。同じく、貸金業者（協会員）の 51%が、「従業員数 10 人未満」に該当する事業者が「法改正の完全施行の影響を受ける」と回答した。

7. 小規模貸金業者は財産的基礎要件の対応に苦慮。信用情報機関加入率も低い状態[P13-P16]

- 貸付残高 5 億円以下の貸金業者（協会員）は、財産的基礎要件の対応について 32%が「対応できるかわからない」、「対応できない見込み」と回答した。
- 小規模貸金業者（協会員）の信用情報機関の現状の加入率は 42%に留まり、未加入貸金業者の 49%が「信用情報機関の加入を予定しているが、特に準備を行っていない」と回答、全般的に完全施行への対応が遅れていることが読み取れた。
- 非協会員の調査結果では、完全施行対応の全般について協会員に比べ遅れが目立っている。

8. 登録業者数は今後も減少の見込み[P17-P18]

- 貸金業の登録業者数は、2008年3月末の9,115者から2009年6月末には5,478者まで減少しているが、事業継続の可能性に関する調査において、「完全施行後も、これまでどおり事業を継続する」と回答した割合は72%に留まり、完全施行後の事業継続を困難と認識している貸金業者が少なくない。なお、標本構成より協会員のうち回答のなかった約1,700者の多くは小規模事業者であり、事業継続が困難な割合はさらに高まるものと思われる。
- 事業継続が困難と判断する理由（協会員）は、「上限金利引下げによる収益悪化」（58%）や「総量規制の導入による収益悪化」（47%）が高い比率を占めており、今後も、登録業者数の減少が続く可能性がある。
- 廃業等を予定している貸金業者の57%が、「完全施行までに」廃業を予定し、また、既存債権への対応について、67%が「廃業後に既存債権の回収のみを続ける」と回答していることから、今後、実質的に貸付を行わない「みなし貸金業者」が増加する可能性がある。

以 上

調 査 概 要

1. 調査方法

(1)調査対象	4,683 者 2009年5月末時点の協会員(2,711者)及び2009年6月1日時点において 情報収集した、知事登録かつ更新回数1回を除く登録業者(=非協会員/1,972者)
(2)調査票回収数	1,371 者
(3)有効回答者数(*1)	1,230 者(調査票を提出した非協会員のうち、業態や残高区分が不明を除く)
(4)調査方法	郵送調査法及び電子メールによる調査
(5)調査期間	2009年7月3日～8月10日
(6)調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
(7)調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

(*1)「業態」は、協会員情報、各種団体会員登録情報等の公知情報、回答内容等により判別、「残高区分」は、2009年融資残高及び回答内容より判別。

2. 有効回答者の標本構成

区 分		発送数(*2)	有効 回答数	有効 回答率(*2)	残高カバ レッジ(*3)
協会員/ 非協会員	協会員	2,711	1,028	37.9%	92.9%
	非協会員	1,972	202	10.2%	
法人/個人	法人事業主	2,805	976	34.8%	
	個人事業主	1,878	254	13.5%	
3 業態	消費者金融業態		537		
	事業者金融業態		458		
	クレジット・信販他		235		
貸付残高	5 億円以下		713		
	5 億円超～100 億円以下		372		
	100 億円超～500 億円以下		63		
	500 億円超～5,000 億円以下		67		
	5,000 億円超		15		
合 計		4,683	1,230	26.3%	

(*2) 非協会員の3業態及び貸付残高は、回答者のみ判定したため、3業態及び貸付残高の発送数・回答率は未算出。

(*3) 残高カバレッジは、協会員のみ、回答者の貸付残高を全協会員の貸付残高で除した値を算出。

3. 非協会員(202 者)の構成

区 分		発送数	有効 回答数	貸付残高 (億円)(*4)	残高構成 比(*5)
法人／個人	法人事業主	1,066	169	75,775	100.0%
	個人事業主	906	33	12	0.0%
3 業態	消費者金融業態		52	97	0.1%
	事業者金融業態		148	75,689	99.9%
	クレジット・信販他		2	0	0.0%
貸付残高	5 億円以下		111	96	0.1%
	5 億円超～100 億円以下		47	1,052	1.4%
	100 億円超～500 億円以下		13	2,584	3.4%
	500 億円超～5,000 億円以下		25	24,199	31.9%
	5,000 億円超		6	47,856	63.1%
合 計		1,972	202	75,787	100.0%

(*4) 回答内容を基に算出した各者データの合計。

(*5) 有効回答者 202 者の貸付残高に対する構成比。

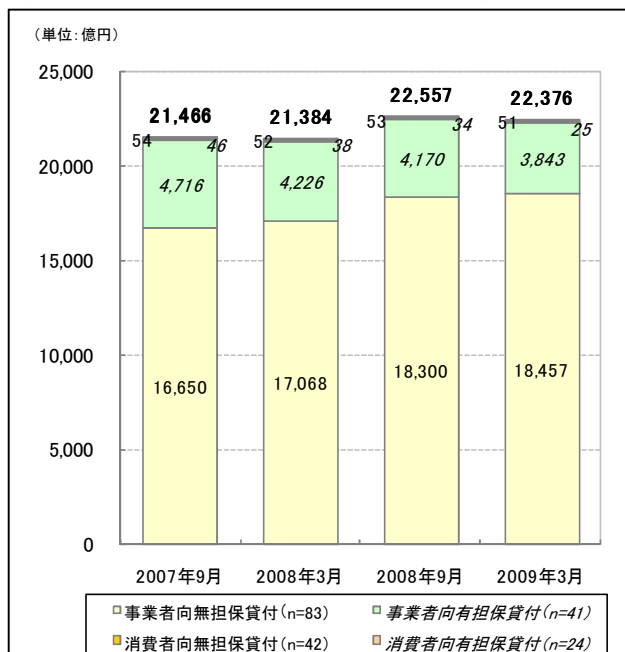
<参考>非協会員の特性について

標本構成中の非協会員による貸付は、概ね事業者向け貸付で(【参考図 1】参照)、貸出金利帯は 5%未満の金利であり(【参考図 2】参照)、無担保貸付の単価が高額である(本文中 P8、図 4 参照)ことから、一般事業会社の金融子会社等によるグループ内貸付等が残高構成比の多くを占めていることが推測される。

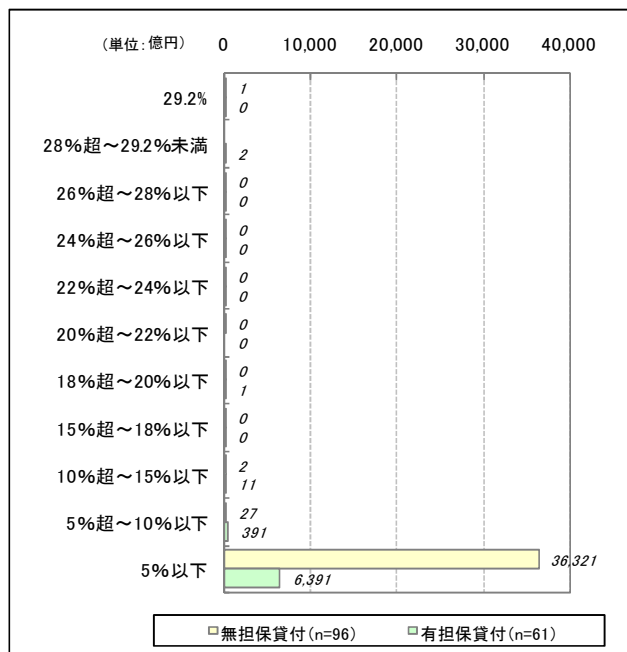
一方、回答者数では貸付残高規模 5 億円以下の小規模貸金業が半数以上を占めており、その合計残高等より極めて小規模、零細貸金業者の回答も含まれている(上記構成表参照)。

本文中の各種分析結果は上記特性を認識の上読まれたい。

【参考図 1 (非協会員) 貸付種別貸付残高の推移】



【参考図 2 (非協会員) 事業者向け貸付における金利帯別貸付残高】



調査結果

1. 貸金市場の実態

(1) 貸付残高・貸付件数の推移

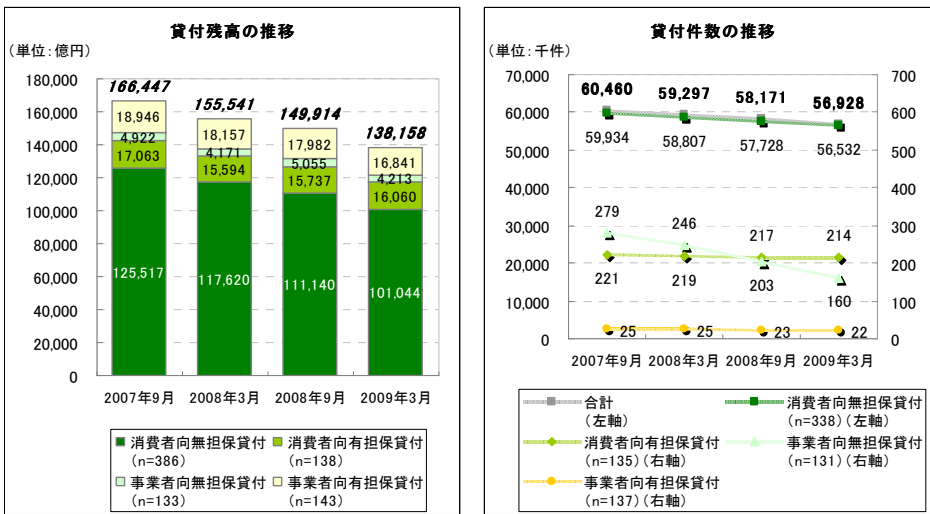
貸金市場の規模や推移を把握するため、【消費者向け／事業者向け】及び【無担保／有担保】の2つの軸による4つの貸付種類について、2007年9月から2009年3月までの4半期の「貸付残高」と「貸付件数」を調査した。

その結果、貸付残高は、合計（協会員）で16.6兆円（2007年9月）から13.8兆円（2009年3月）へと17.0%減少し、なかでも、貸付残高シェアの高い消費者向け無担保貸付が12.6兆円から10.1兆円へと19.5%減少した。

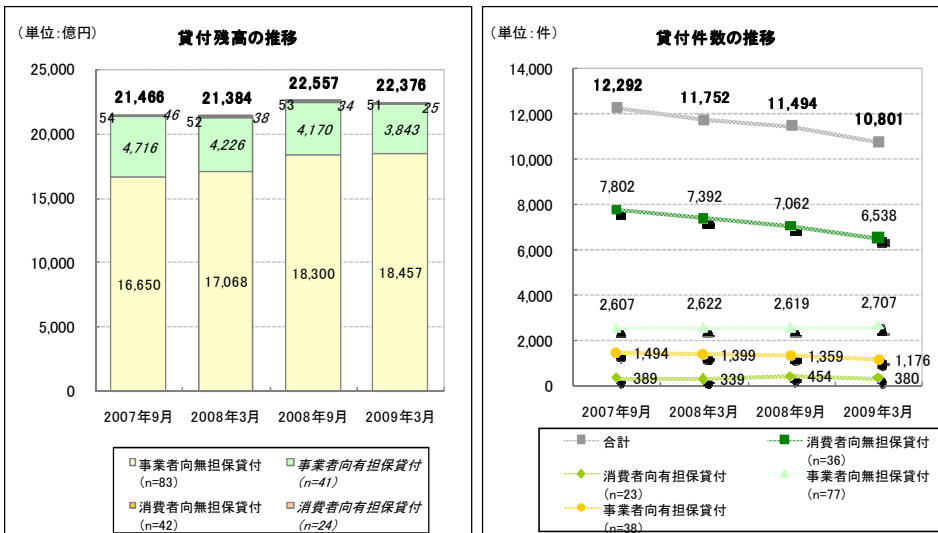
一方、貸付件数は、合計（協会員）で6,046万件から5,693万件へと5.8%減少し、特に、事業者向け無担保貸付が27.9万件から16.0万件へと42.6%の大幅減少となった。

非協会員の事業者向け無担保貸付残高は、一般事業会社の金融子会社等によるグループ内貸付が多いことが想定され、1.7兆円（2007年9月）から1.8兆円（2009年3月）へと10.9%増加した。

【図1】（協会員調査）貸付残高及び貸付件数の推移

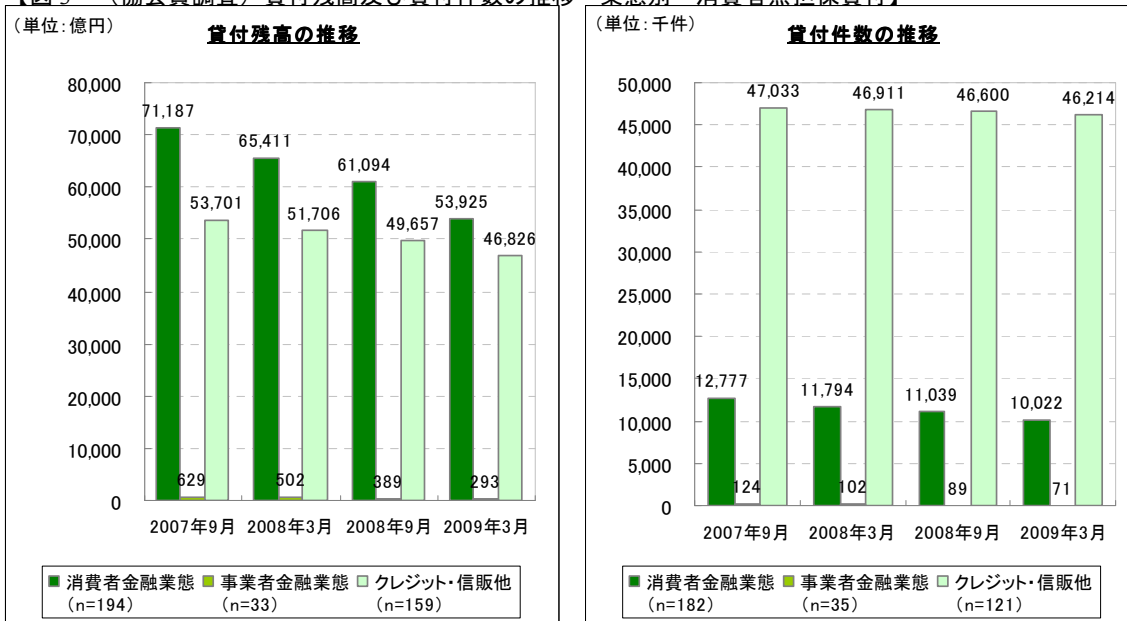


【図2】（非協会員調査）貸付残高及び貸付件数の推移



消費者向け無担保貸付の業態別推移のうち、貸付残高シェアの高い消費者金融業態に着目すると、貸付残高が7.1兆円（2007年9月）から5.4兆円（2009年3月）の24.2%減、貸付件数が1,278万件から1,002万件の21.6%減と、他業態よりも縮小規模が大きかった。

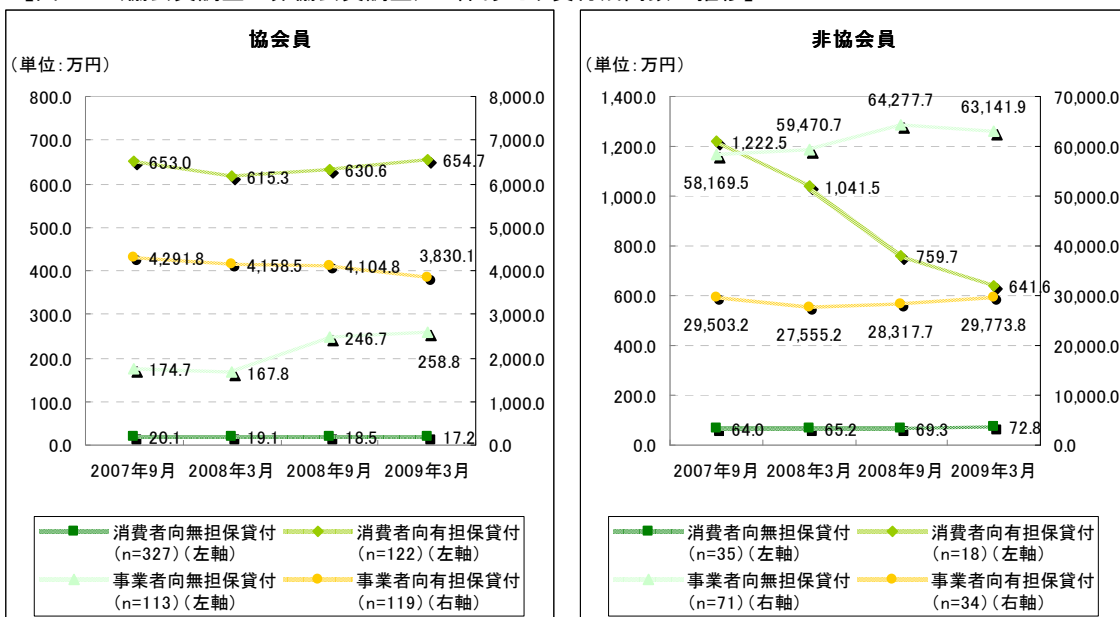
【図3】（協会調査）貸付残高及び貸付件数の推移—業態別—消費者無担保貸付



さらに、貸付残高と貸付件数の実績から1件当たり貸付単価を算出。消費者向け無担保貸付（協会員）は、20.1万円（2007年9月）から17.2万円（2009年3月）へと14%低下、事業者向け無担保貸付（協会員）は、174.7万円（2007年9月）から258.8万円（2009年3月）へと48%上昇した。

事業者向け貸付単価の上昇については、【図1】において貸付件数が該当期間で約43%減少していることと併せみると、貸金業者が融資姿勢を厳格化し、融資先の選別を進めたことがわかる結果となっている。

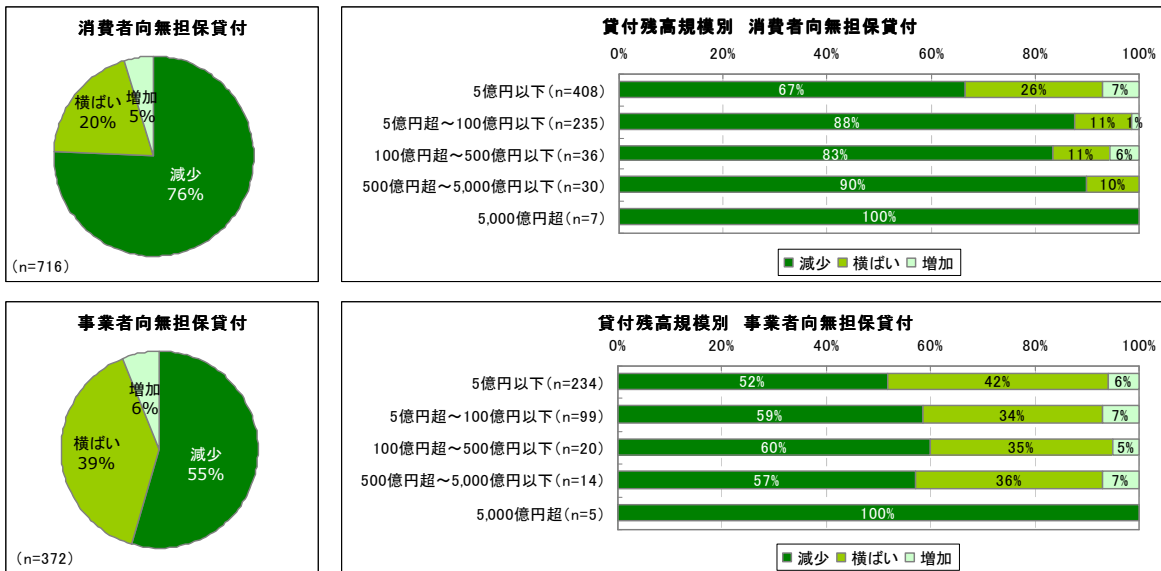
【図4】（協会調査／非協会調査）1件あたり貸付残高数の推移



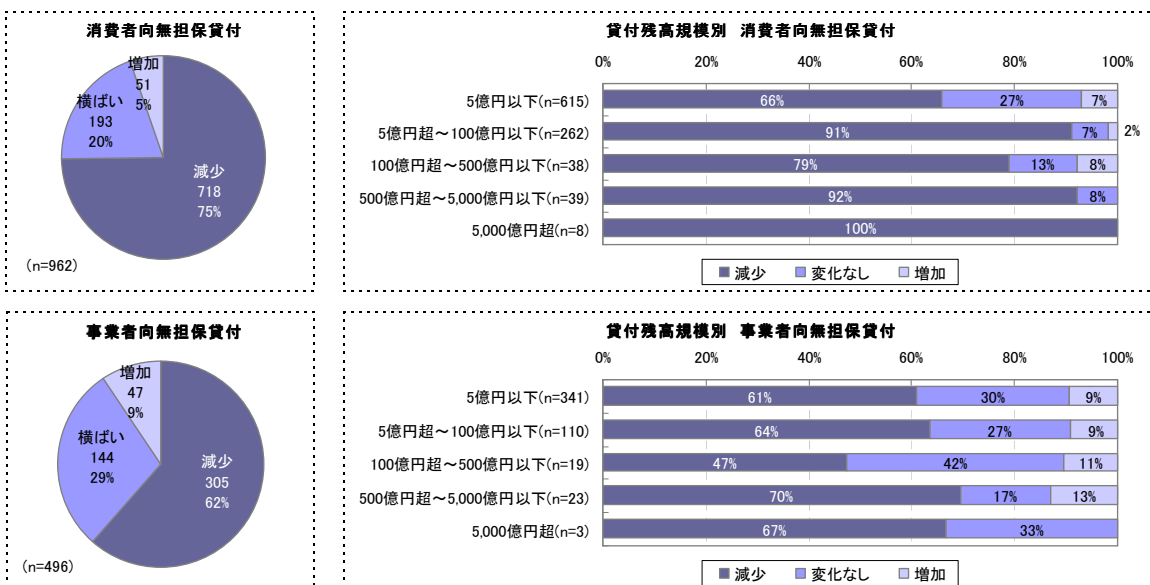
(2) 貸付残高の今後の見通し

貸付残高の今後の見通しについて尋ねたところ、貸付残高 5,000 億円以上の大手貸金業者（協会員）は、全社が「減少する」と回答しており、貸付残高の減少傾向は続く見込みである。

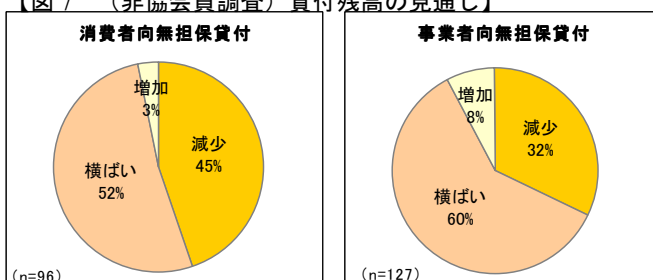
【図 5 （協会員調査）貸付残高の見通し】



【図 6 （昨年度調査）貸付残高の見通し】



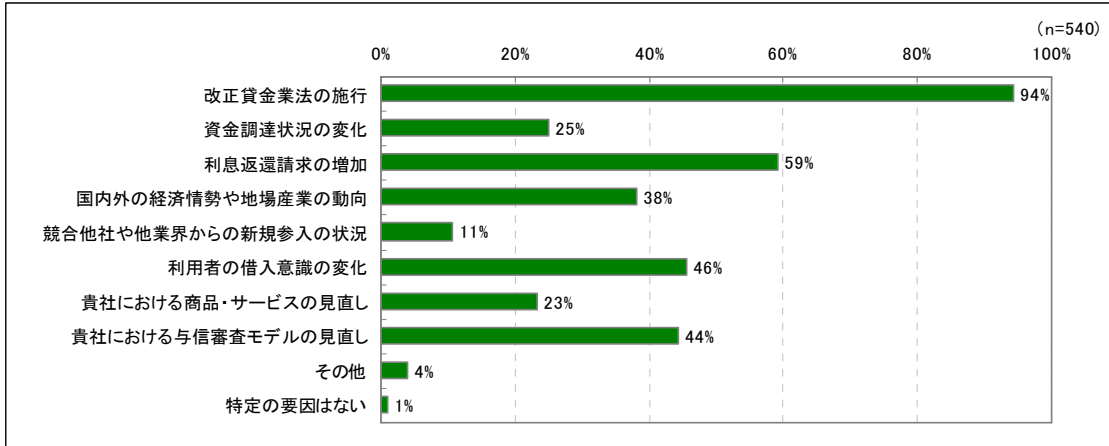
【図 7 （非協会員調査）貸付残高の見通し】



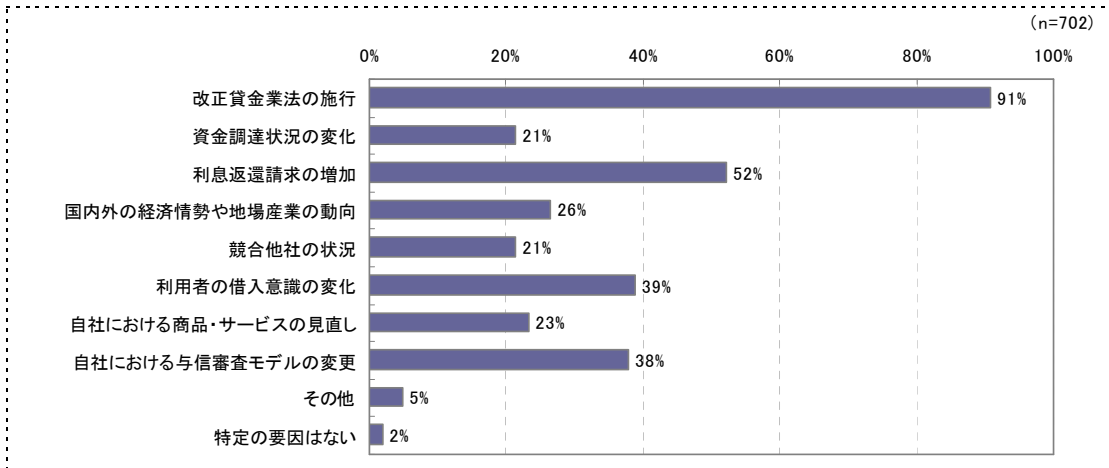
次に、貸付残高が「減少する（見通し）」と判断した根拠を調査したところ、「改正貸金業法の施行」

(94%) が最も多く、「利息返還請求の増加」(59%)、「利用者の借入意識の変化」(46%)、「貴社における与信審査モデルの見直し」(44%)が続いた(数字は協会員調査)。

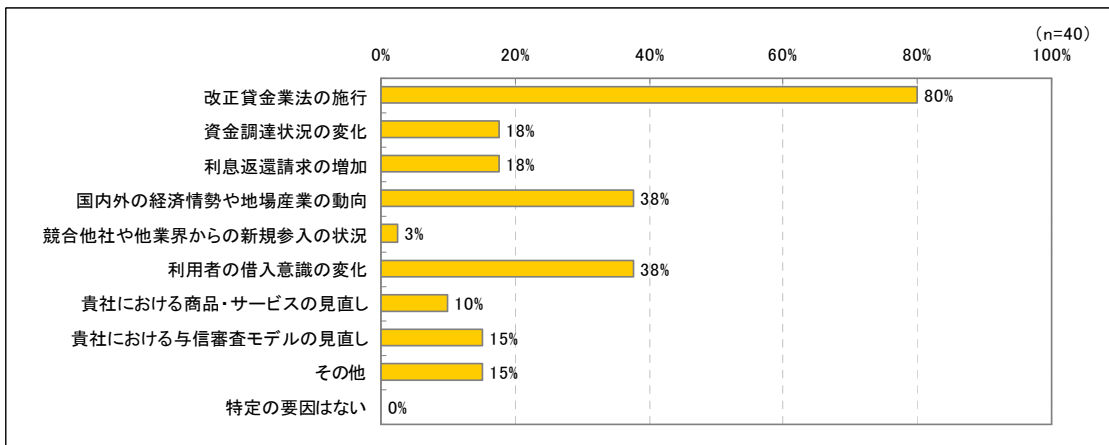
【図 8 (協会員調査) 貸付残高減少見通しの判断根拠—消費者向無担保貸付】



【図 9 (昨年度調査) 貸付残高減少見通しの判断根拠—消費者向無担保貸付】

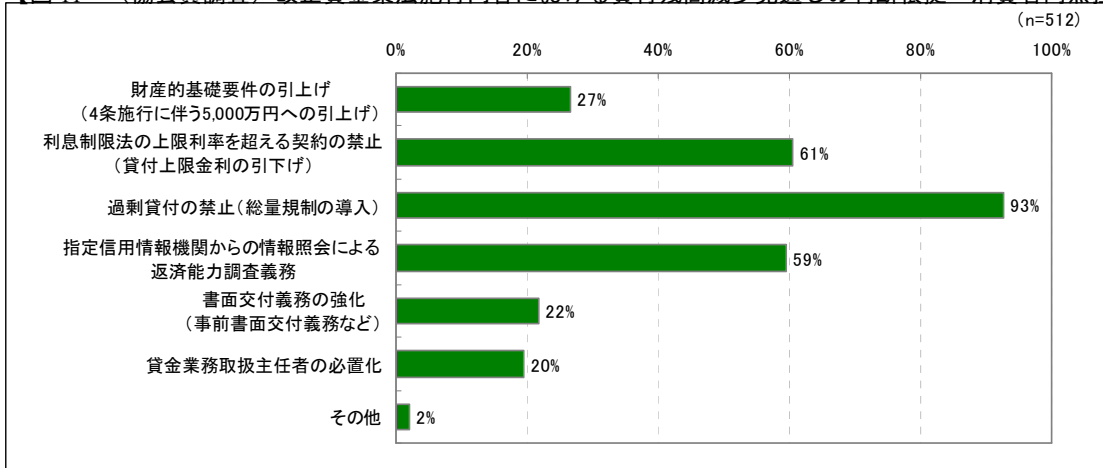


【図 10 (非協会員調査) 貸付残高減少見通しの判断根拠—消費者向無担保貸付】

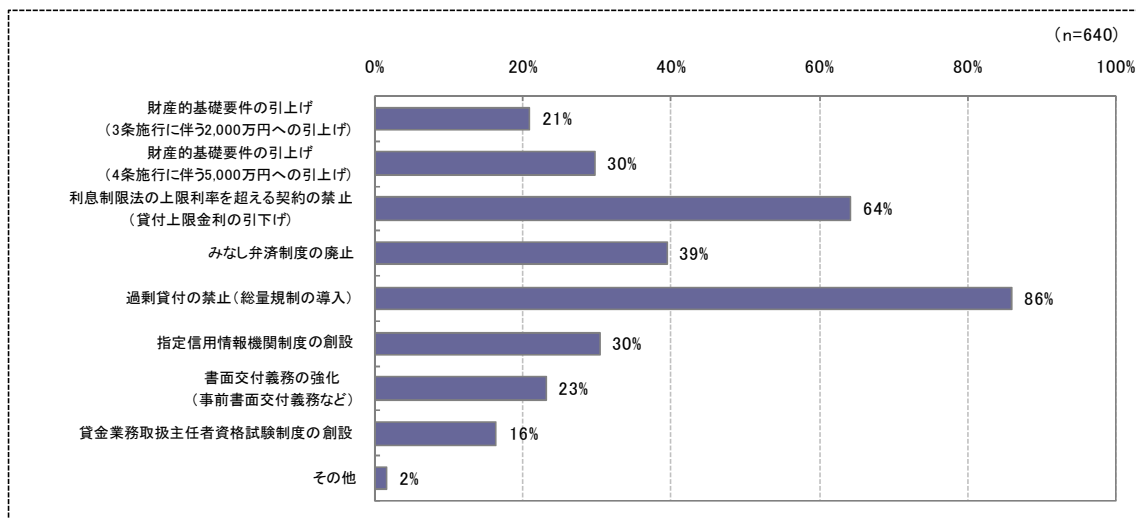


さらに、改正貸金業法の具体的にどのような施行内容が貸付残高の減少（見直し）を判断する根拠となっているか確認したところ、「過剰貸付の禁止」（93%）が最も高く、「利息制限法の上限金利を超える契約の禁止」（61%）、「指定信用情報機関からの情報照会による返済能力調査義務」（59%）が続いた（数字は協会員調査）。

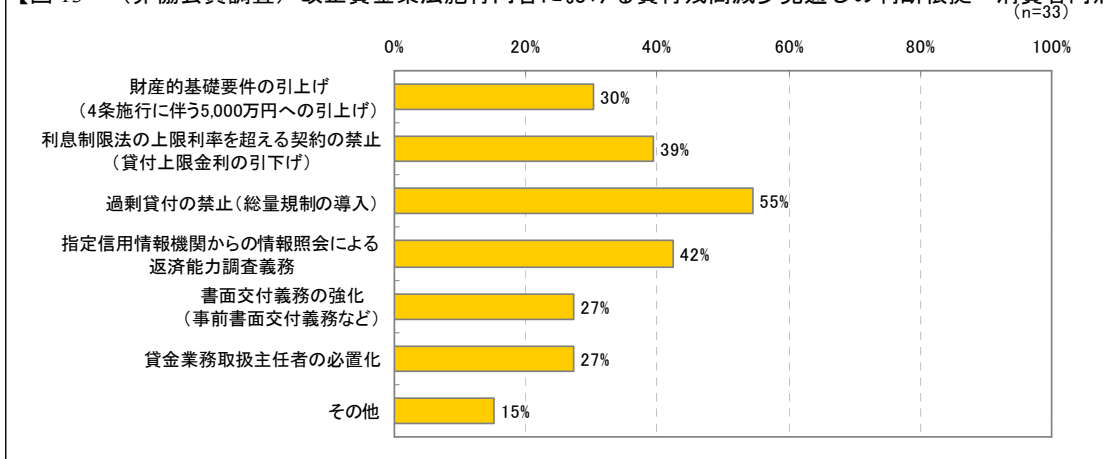
【図 11 （協会員調査）改正貸金業法施行内容における貸付残高減少見直しの判断根拠—消費者向無担保貸付】



【図 12 （昨年度調査）改正貸金業法施行内容における貸付残高減少見直しの判断根拠—消費者向無担保貸付】



【図 13 （非協会員調査）改正貸金業法施行内容における貸付残高減少見直しの判断根拠—消費者向無担保貸付】

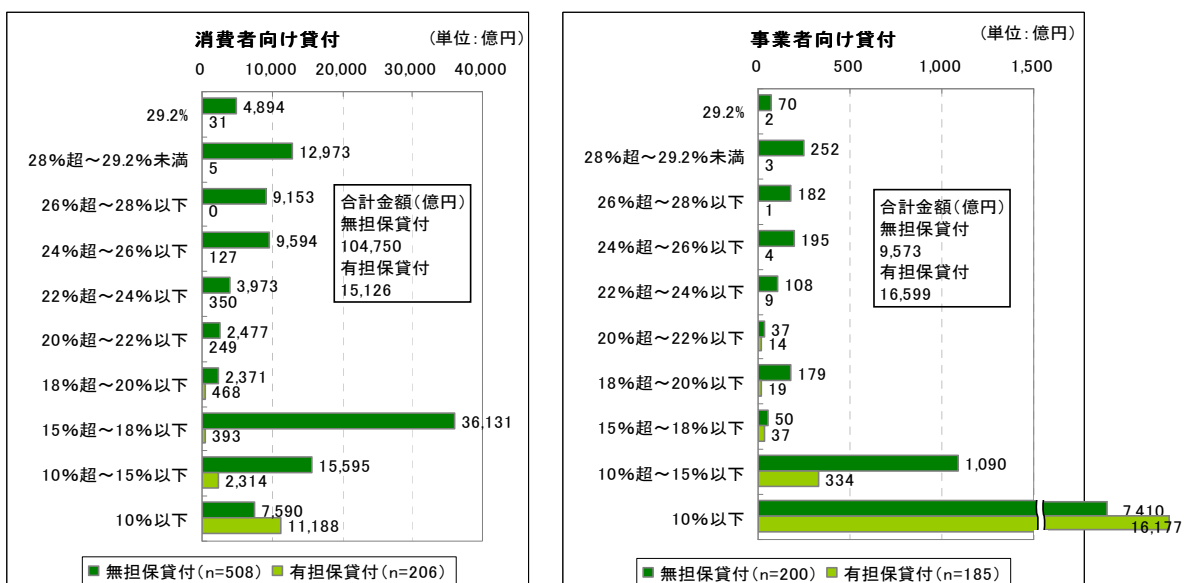


(3) 貸出金利の状況

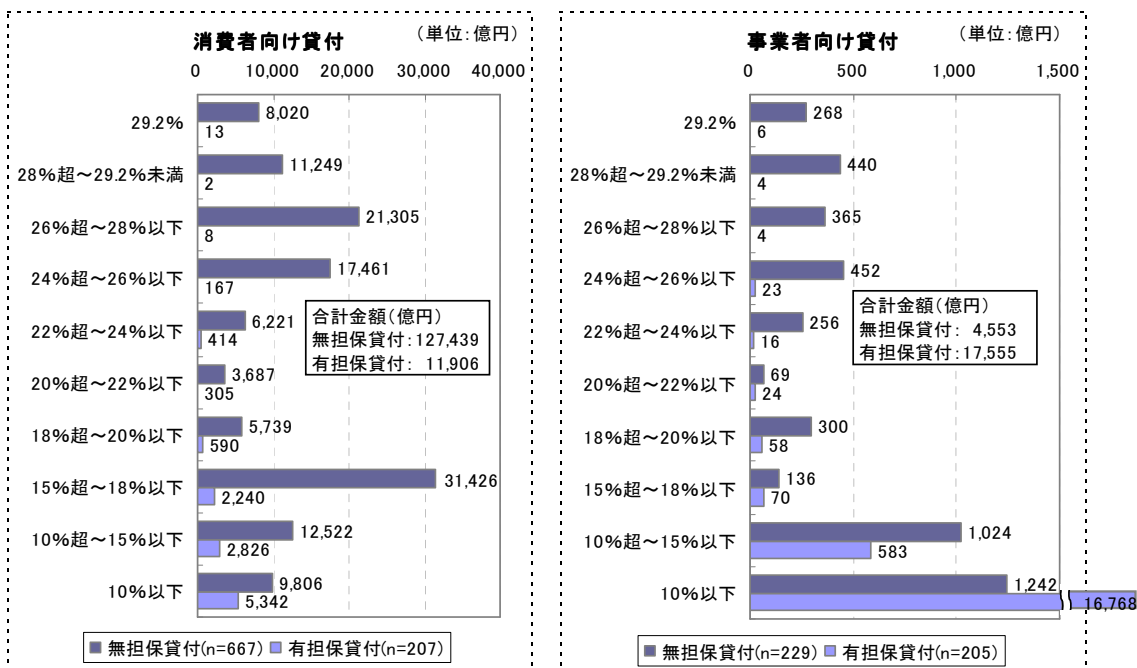
貸出金利の状況を把握するため、金利帯別貸付残高を調査した。消費者向け無担保貸付（協会員）は、「15%超～18%以下」（3.6兆円）が最も多く、「10%超～15%以下」（1.6兆円）がこれに続いた。昨年度より、「20%超～29.2%」の金利帯が占める貸付残高構成比は53%から41%へと低下し、一方、「20%以下」の金利帯が47%から59%へと上昇した。

また、事業者向け無担保貸付（協会員）は、「10%以下」（0.7兆円）が最も多く、全体の95%に達した。昨年度より、「20%超～29.2%」の金利帯が占める貸付残高構成比は41%から9%と急減し、一方、「20%以下」の金利帯が59%から91%へ上昇した。

【図14 (協会員調査) 貸出金利帯別貸付残高】



【図15 (昨年度調査) 貸出金利帯別貸付残高】



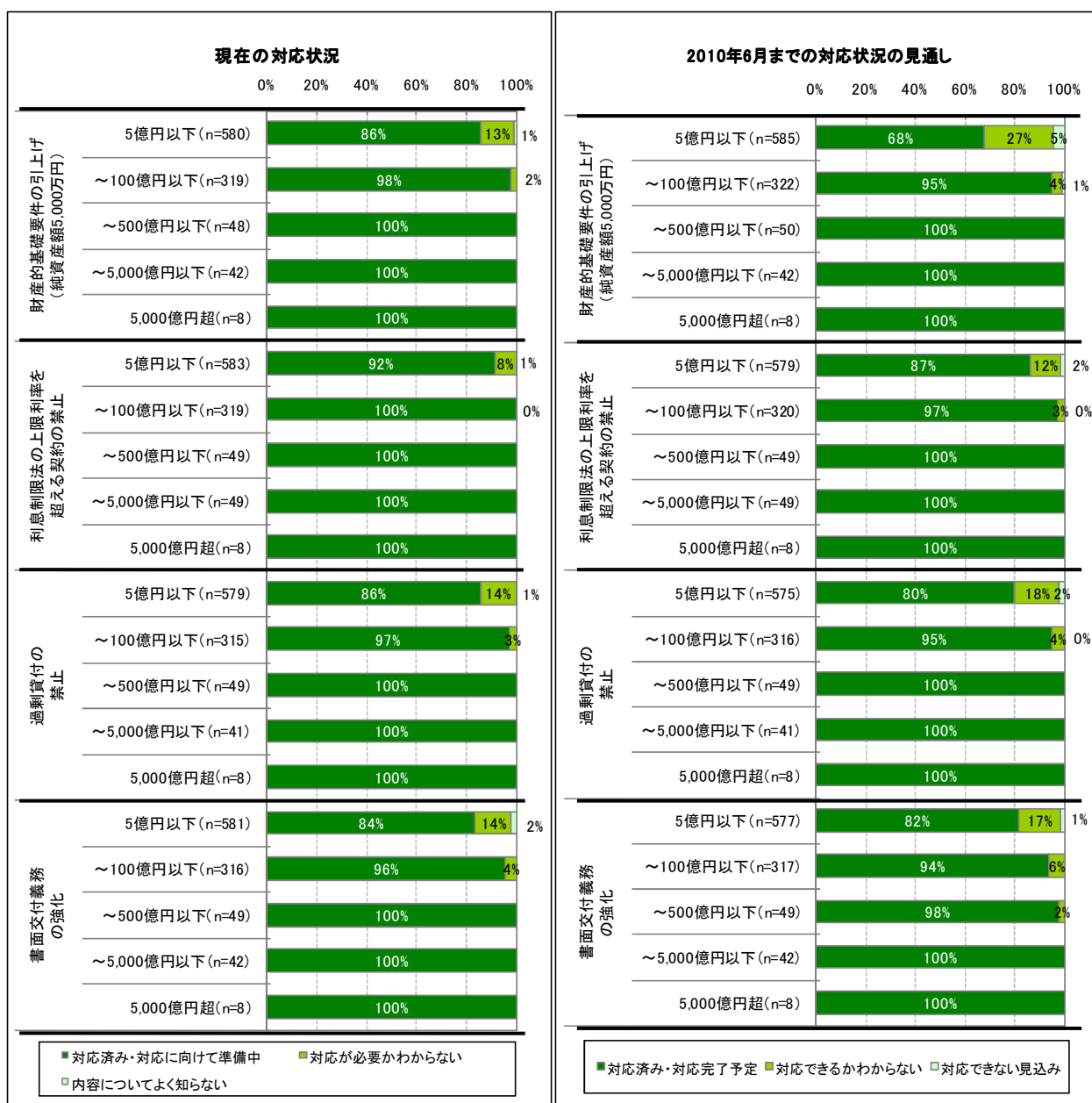
2. 完全施行に向けた法改正内容への対応状況¹

(1) 完全施行への対応状況

① 各改正項目への対応

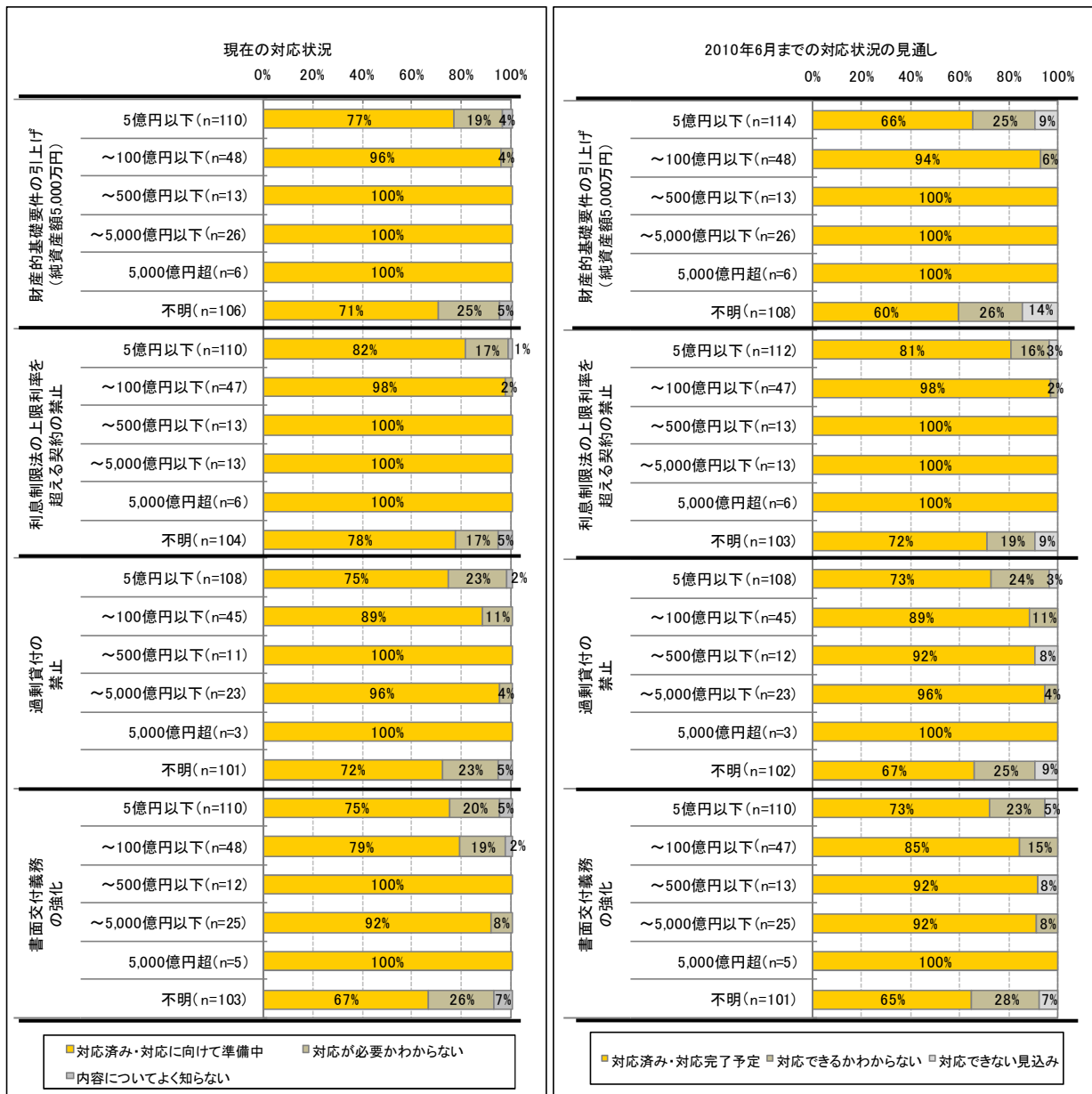
各項目について、現在及び完全施行時(2010年6月を想定)の両時点における対応状況を調査した。貸付残高5億円以下の貸金業者は、2010年6月までの対応状況の見通しにおいて、全般的に対応できないとする回答が目立つ傾向となった。特に財産的基礎要件の対応については、32%が「対応できるかわからない」「対応できない見込み」と回答している。

【図16 (協会員調査) 完全施行内容の対応状況と見通しー貸付残高規模別】



¹ 本節(「完全施行に向けた法改正内容への対応状況」)における非協会員の集計対象は、業態不明や残高区分不明を含めた回収全343者としている。

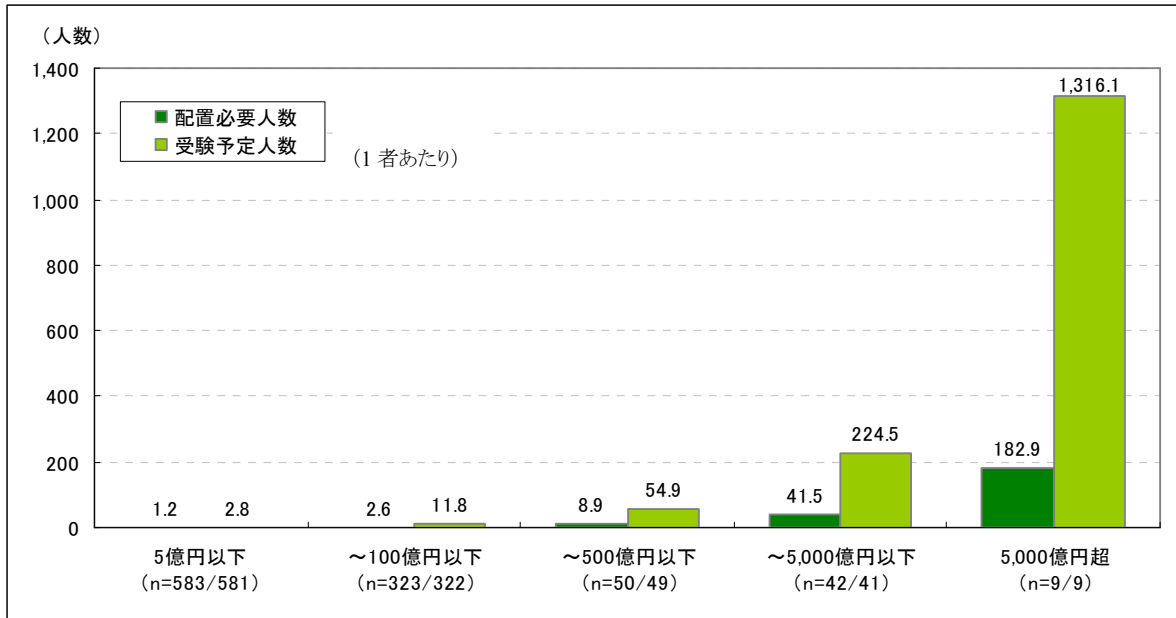
【図 17 (非協会員調査) 完全施行内容の対応状況と見通し—貸付金残高規模別】



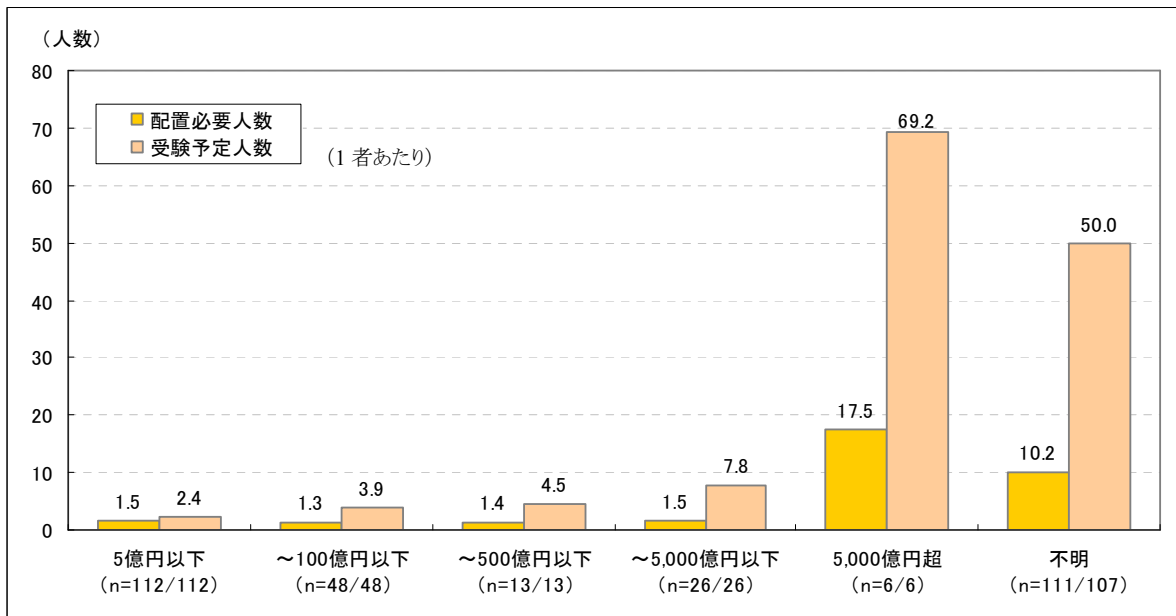
②貸金業務取扱主任者への対応

「貸金業務取扱主任者の必置化」への準備状況を把握するために、法令に準拠した配置に必要な主任者の資格保有者の人数（「配置必要人数」と受験予定人数を調査した（値はそれぞれ回答者の平均値）ところ、大規模な貸金業者ほど余裕のある受験人数を予定していることが窺われる。

【図 18 （協会員調査）貸金業務取扱主任者必置化への準備状況－貸付残高規模別】



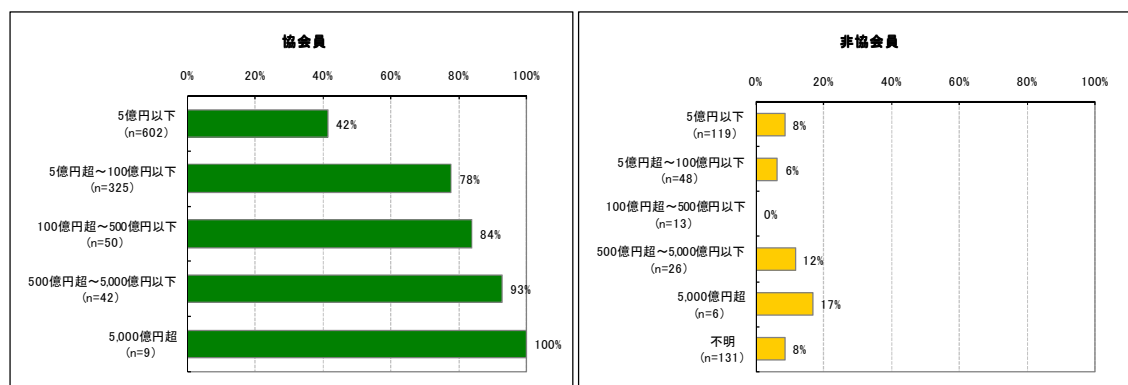
【図 19 （非協会員調査）貸金業務取扱主任者必置化への準備状況－貸付残高規模別】



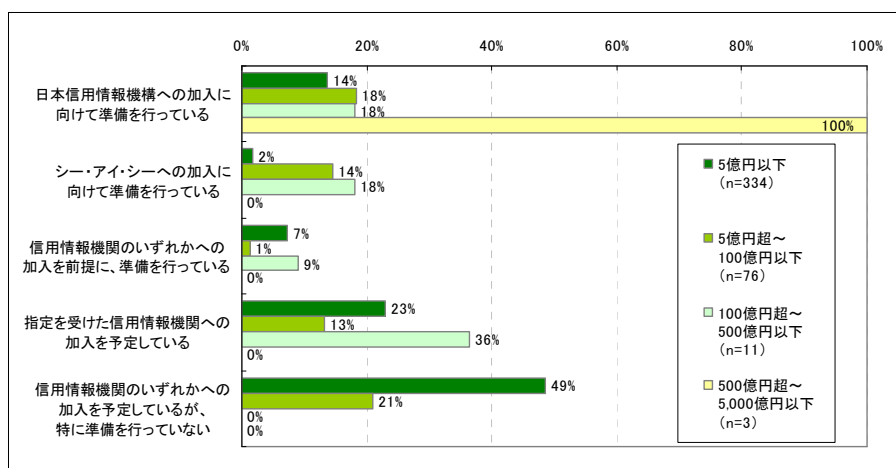
③指定信用情報機関への対応

「指定信用情報機関の信用情報の照会義務化」への準備状況を把握するために、指定を希望している信用情報機関への現在の加入率を調査したところ、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）は42%に留まった。次に、未加入の貸金業者に対して、完全施行時までの加入意向を尋ねたところ、小規模貸金業者（協会員）は、49%が「信用情報機関のいずれかへの加入を予定しているが、特に準備を行っていない」と回答した。

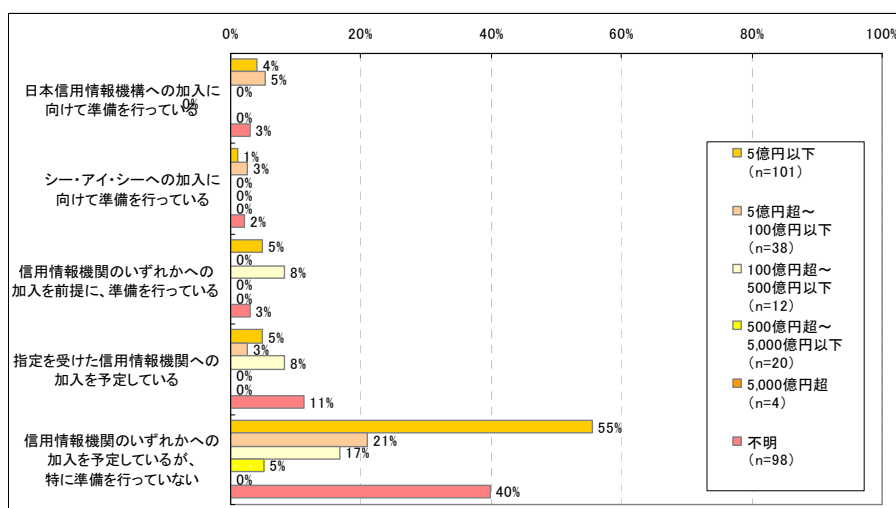
【図20 (協会員調査/非協会員調査) 日本信用情報機構及びシー・アイ・シーへの現在の加入率－貸付残高規模別】



【図21 (協会員調査) 信用情報機関未加入貸金業者の取組み状況 (MA)－貸付残高規模別】



【図22 (非協会員調査) 信用情報機関未加入貸金業者の取組み状況 (MA)－貸付残高規模別】

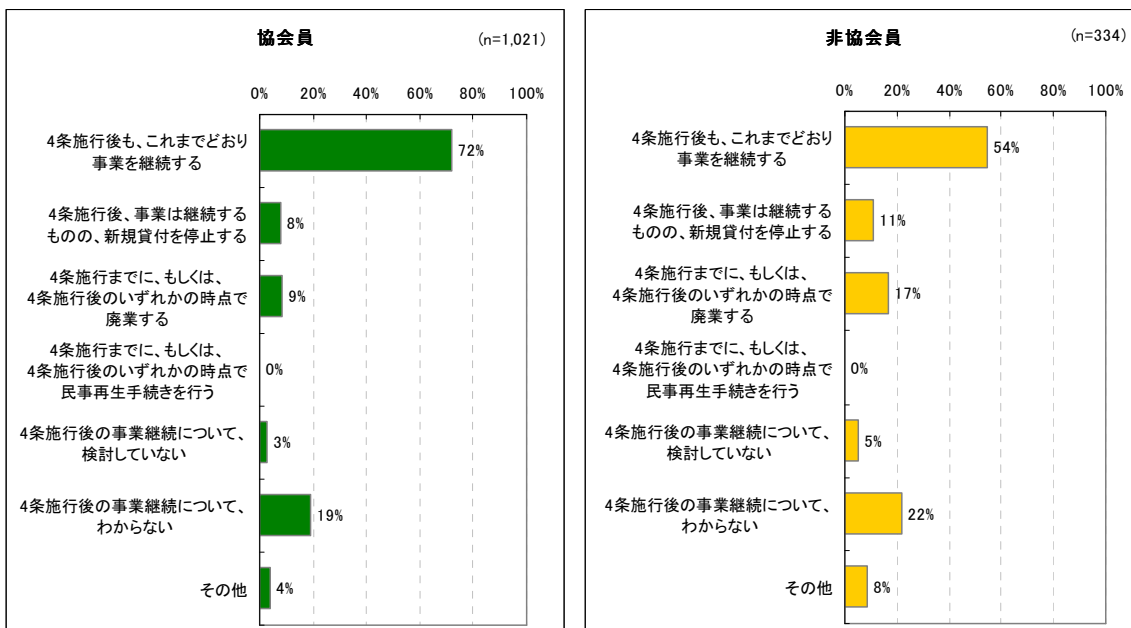


(2) 完全施行後の事業継続の可能性

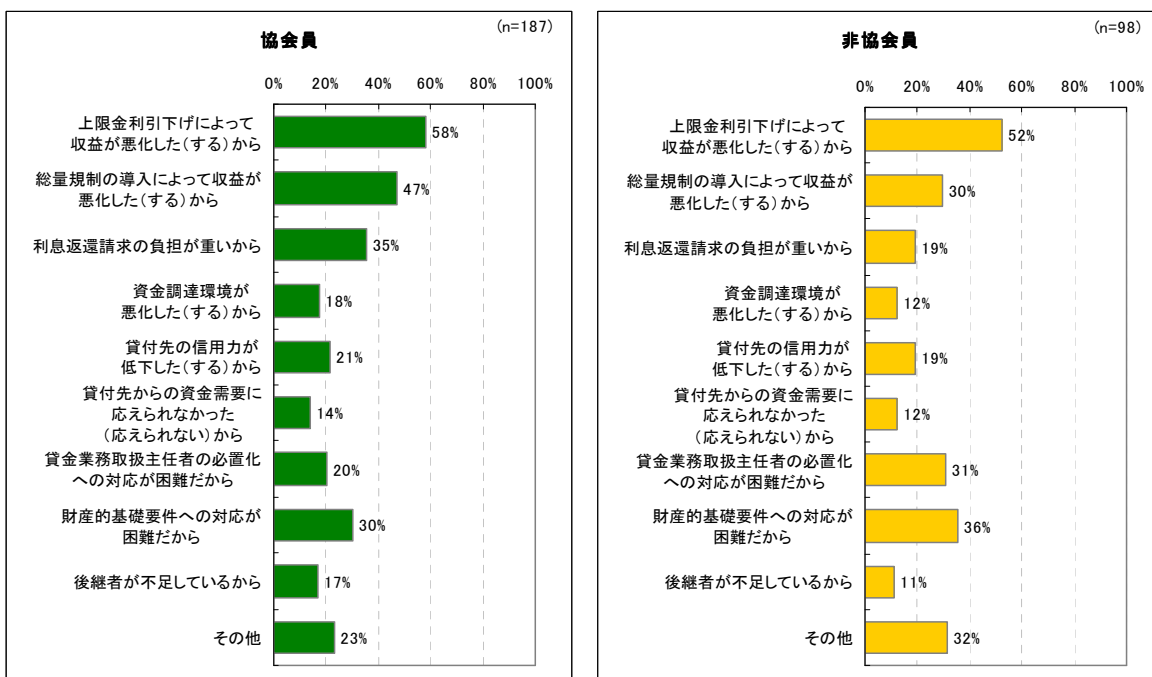
完全施行後の貸金業の事業継続に関する意向を尋ねたところ、貸金業者（協会員）の72%が「完全施行後も、これまでどおり事業を継続する」と回答する一方、19%が「完全施行後の事業継続についてわからない」、9%が「完全施行までに、もしくは、完全施行後のいずれかの時点で廃業する」、8%が「完全施行後、事業は継続するものの、新規貸付を停止する」と回答した。

廃業や新規貸付停止等を見込む理由は、「上限金利引下げによる収益悪化」が最も高く（58%）、「総量規制の導入による収益悪化」（47%）、「利息返還請求の負担の重さ」（35%）が続いた（数字は協会員調査）。

【図23 （協会員調査／非協会員調査）完全施行後の事業継続の可能性（MA）】



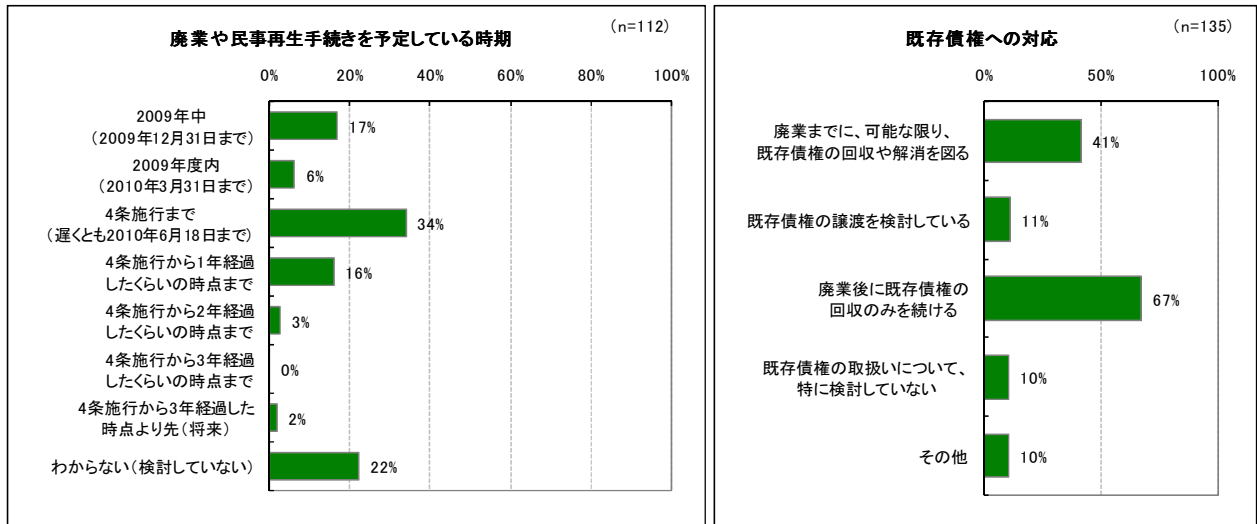
【図24 （協会員調査／非協会員調査）事業継続が困難及び新規貸付停止の理由（MA）】



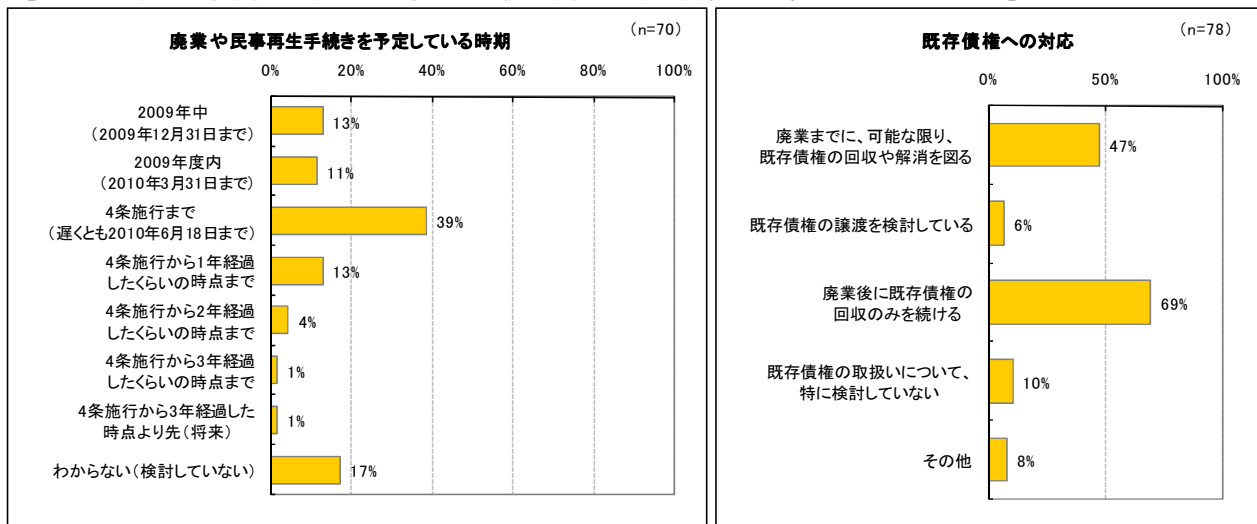
(3) 事業を継続しない貸金業者の今後の見通し

廃業や民事再生を予定している貸金業者（協会員、約9%）の57%が「完全施行までに」実施することを予定し、また、既存債権への対応について、67%が「廃業後に既存債権の回収のみを続ける」と回答しており、今後、実質的に貸付を行わない「みなし貸金業者」は増加する見込みである。

【図 25 (協会員調査) 廃業や民事再生手続の、実施予定時期と既存債権への対応 (MA)】



【図 26 (非協会員調査) 廃業や民事再生手続の、実施予定時期と既存債権への対応 (MA)】

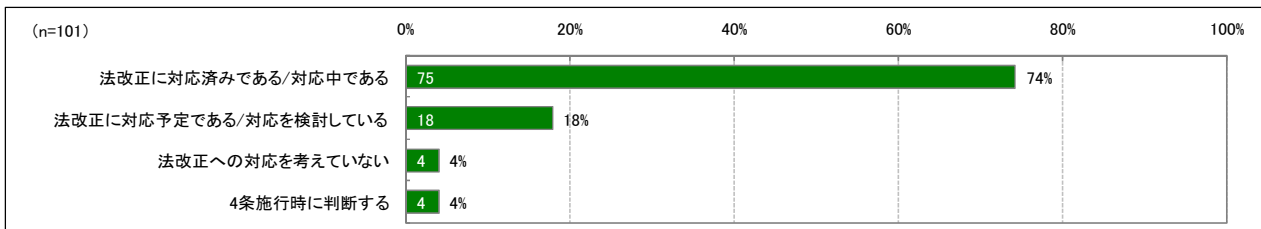


(4) 貸金業法改正に関する「意見」の傾向

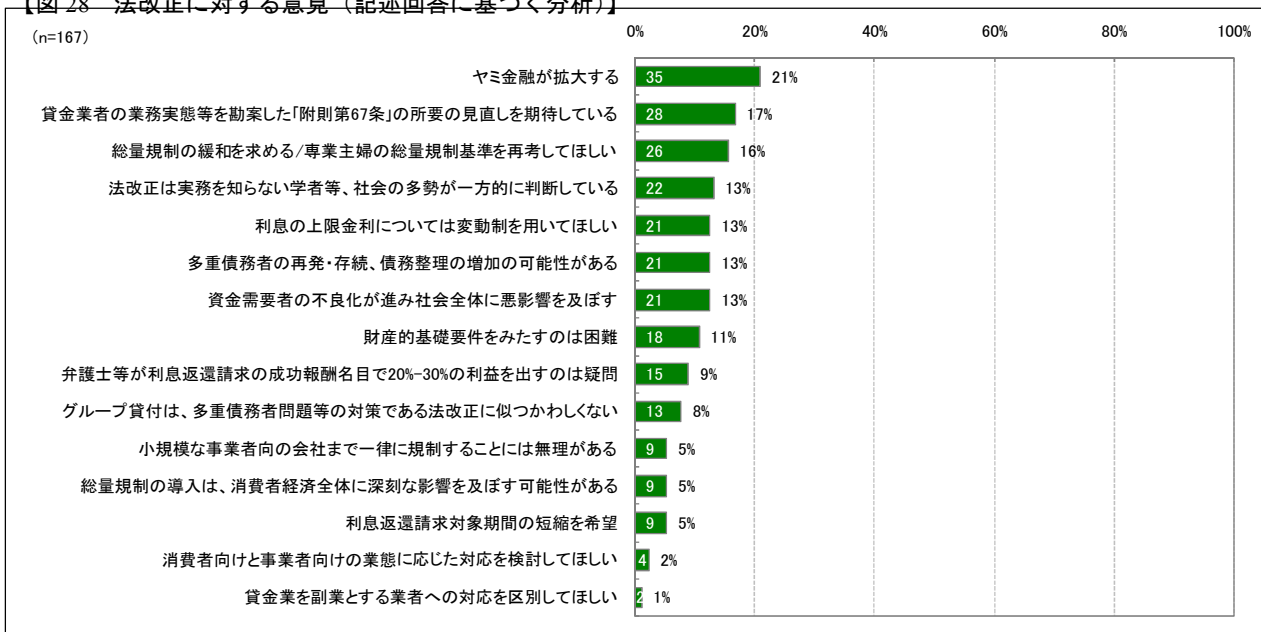
法改正への対応状況に関する記述回答を分析したところ、74%が「対応済みである／対応中である」と回答しており、全般的に法改正の準備を進めている姿となっている。

次に、法改正に対する自由意見を分析したところ、「ヤミ金融が拡大する」等の資金需要者への影響を指摘する意見、「貸金業者の業務実態等を勘案した『附則第67条』の所要の見直しを期待している」等の法改正の見直しを期待する意見が多かった。さらに、法改正による経営環境の変化や対策に関しては、54%が「廃業を予定している」と回答、環境の厳しさを示している。

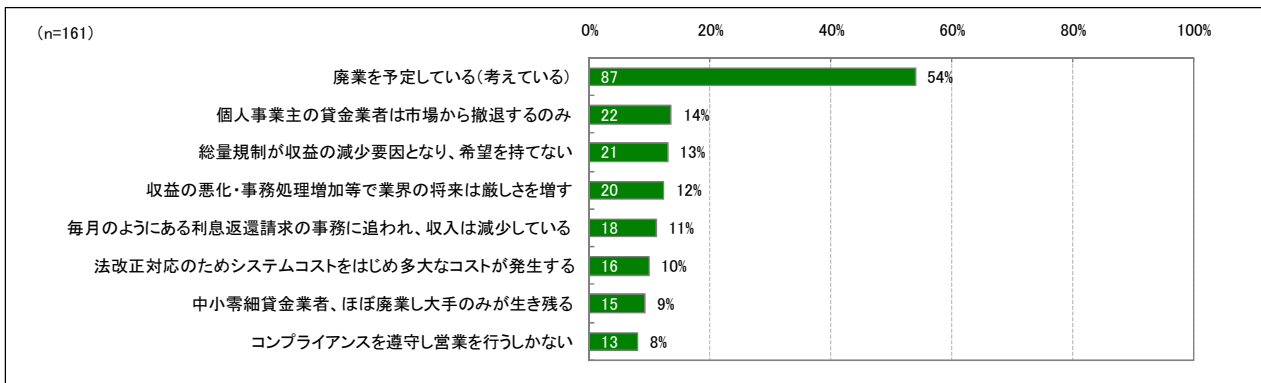
【図 27 法改正への対応状況（記述回答に基づく分析）】



【図 28 法改正に対する意見（記述回答に基づく分析）】



【図 29 経営環境の変化・対策（記述回答に基づく分析）】



3. 貸金業者の経営状況

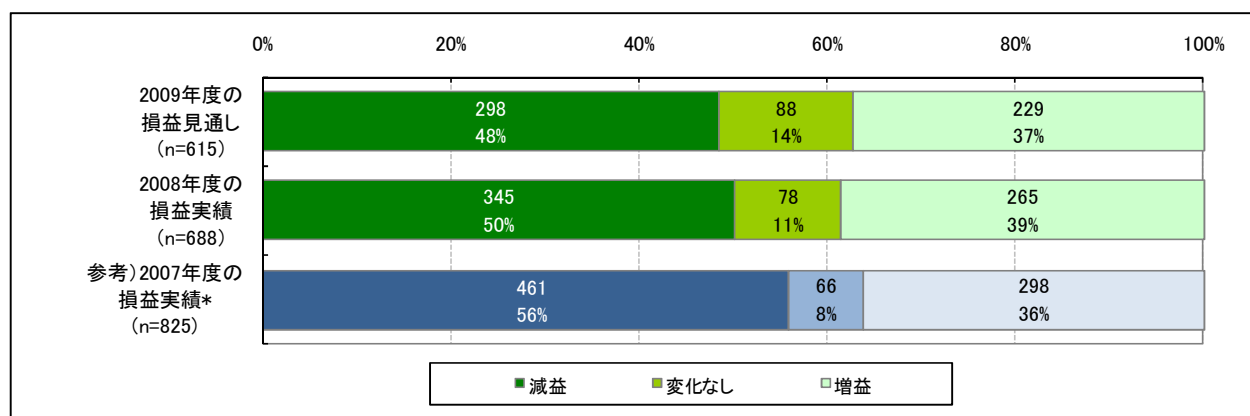
(1) 損益の状況と見通し

貸金業者の損益状況と今後の見通しを把握するため、直近2ヵ年（2007年度、2008年度）の営業損益額及び2009年度の営業損益額見通しを調査し、2008年度及び2009年度について対前年度の増減益を算出した。

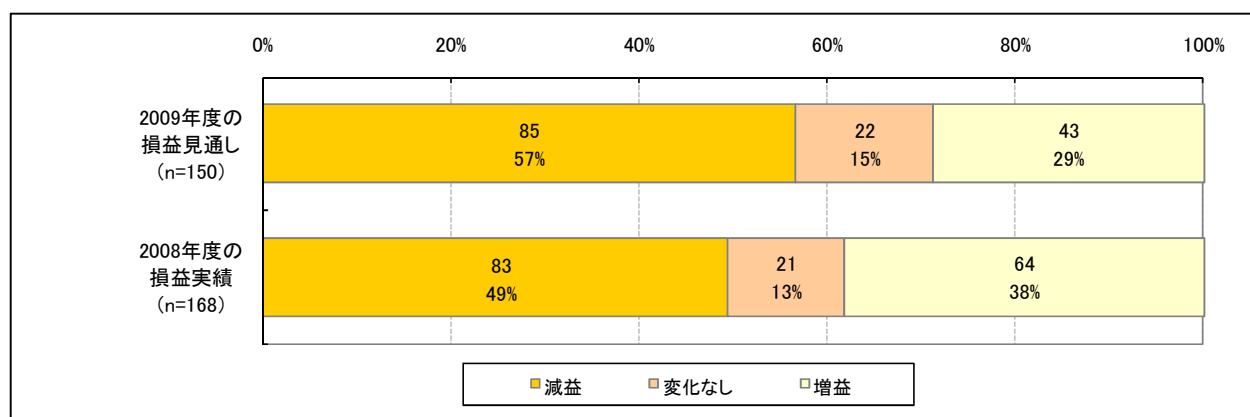
その結果、2008年度の損益実績では688者中50%（345者）が減益、39%（265者）が増益となった。但し、増益となった265者の内訳を見ると、123者は2007年度が赤字（損益±0含む）であり、内64者は2008年度も赤字（損益±0含む）であった。

また2009年度の損益見通しについては、貸金業者（協会員）の48%が「減益（見通し）」、37%が「増益（見通し）」と回答した（なお、貸金業者の損益は、「利息返還請求による損失に係る引当金」が大きく影響することがある）。

【図30 （協会員調査）損益の状況と見通し】 *2007年度の実績は昨年度調査より

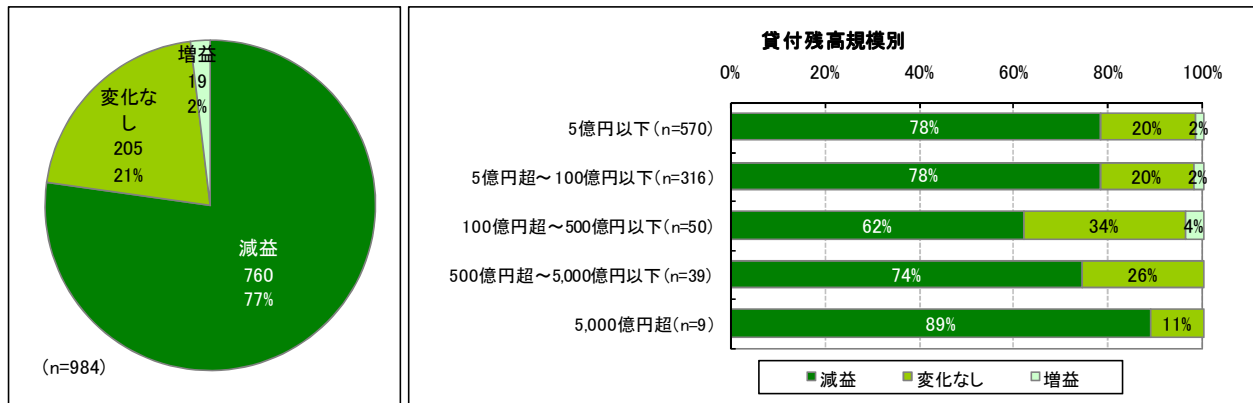


【図31 （非協会員調査）損益の状況と見通し】

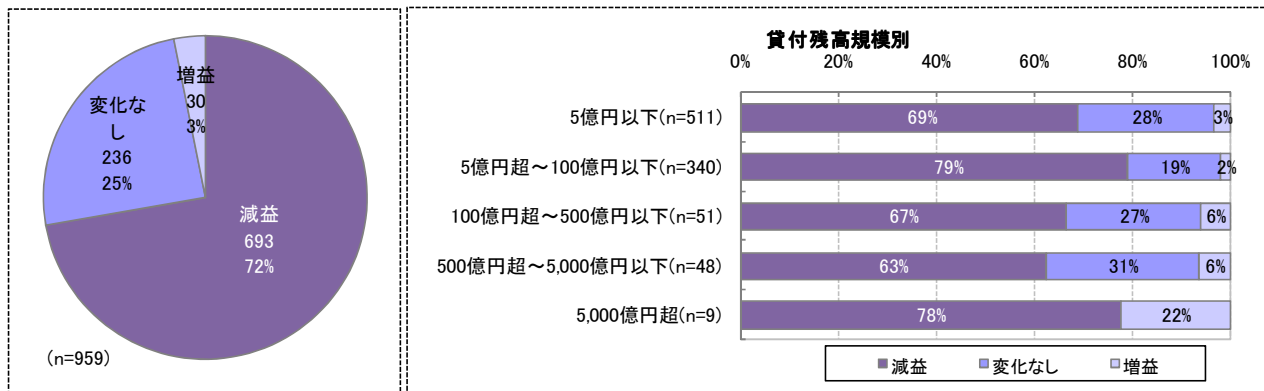


改正貸金業法の完全施行後の損益見通しを、2008年度対比で尋ねたところ、貸金業者（協会員）の77%が、特に、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者の89%が、「減益（見通し）」と回答しており、昨年度より厳しい損益を見通している。

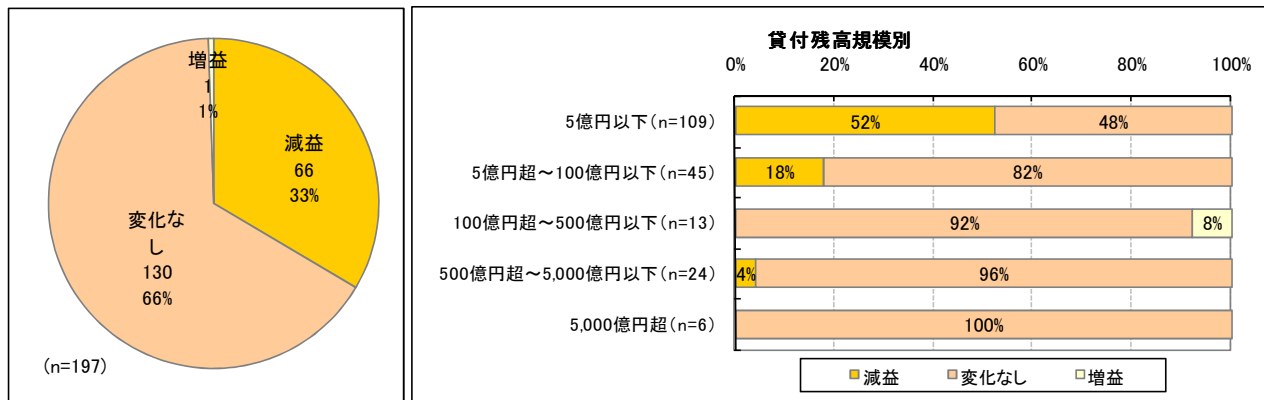
【図 32 （協会員調査）完全施行後の損益見通し】



【図.33 （昨年度調査）完全施行後の損益見通し】

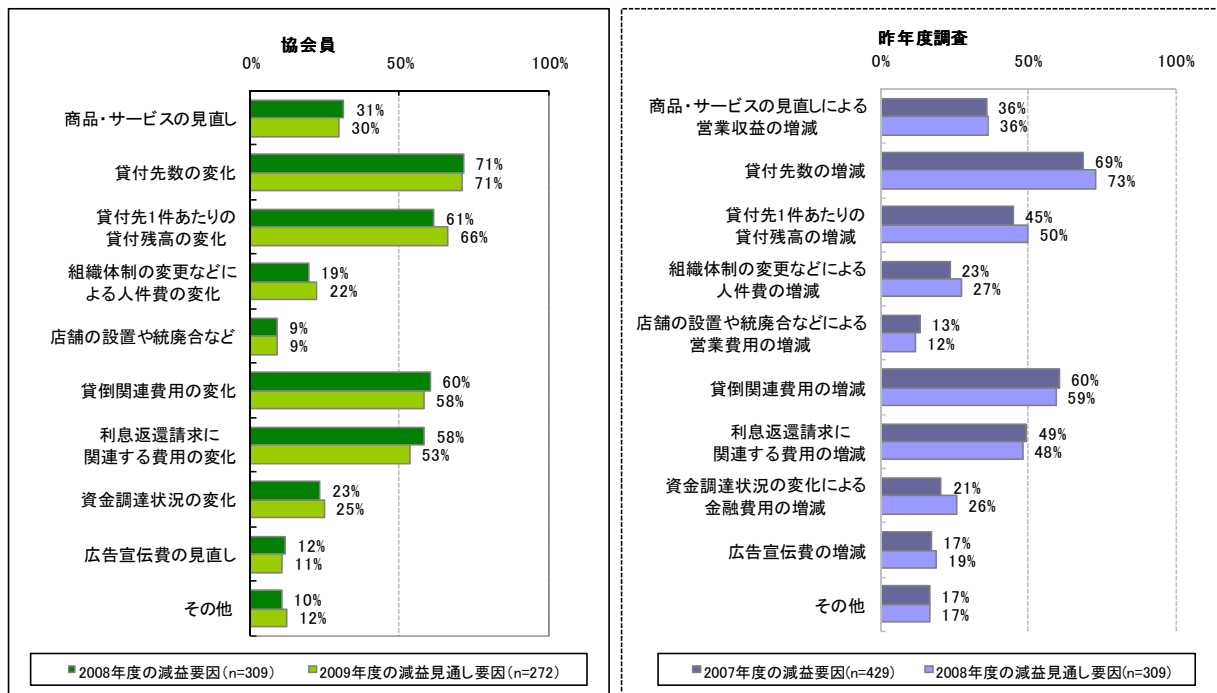


【図 34 （非協会員調査）完全施行後の損益見通し】

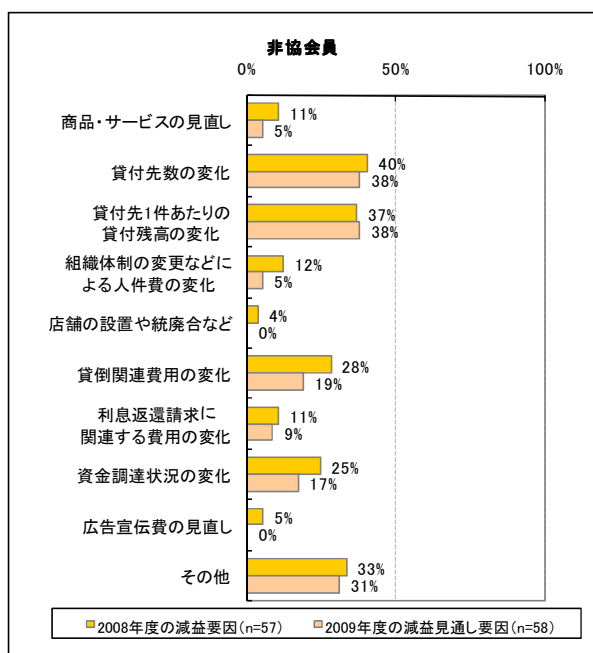


次に、「減益」と回答した貸金業者（協会員）の減益要因について尋ねたところ、「貸付先数の変化」（2008年度の減益要因として71%、2009年度減益見通し要因として71%、以下同じ）が最も高く、「貸付先1件あたりの貸付残高の変化」（61%、66%）、「貸倒関連費用の変化」（60%、58%）、及び「利息返還請求に関連する費用の変化」（58%、53%）がこれに続いた。特に、「貸付先1件あたりの貸付残高の変化」は、昨年度の調査より、直近年度の減益要因及び減益見通し要因としてあげる割合が、ともに16ポイント上昇した。

【図 35 （協会員調査／昨年度調査）「減益」と回答した貸金業者の減益要因】



【図 36 （非協会員調査）「減益」と回答した貸金業者の減益要因】

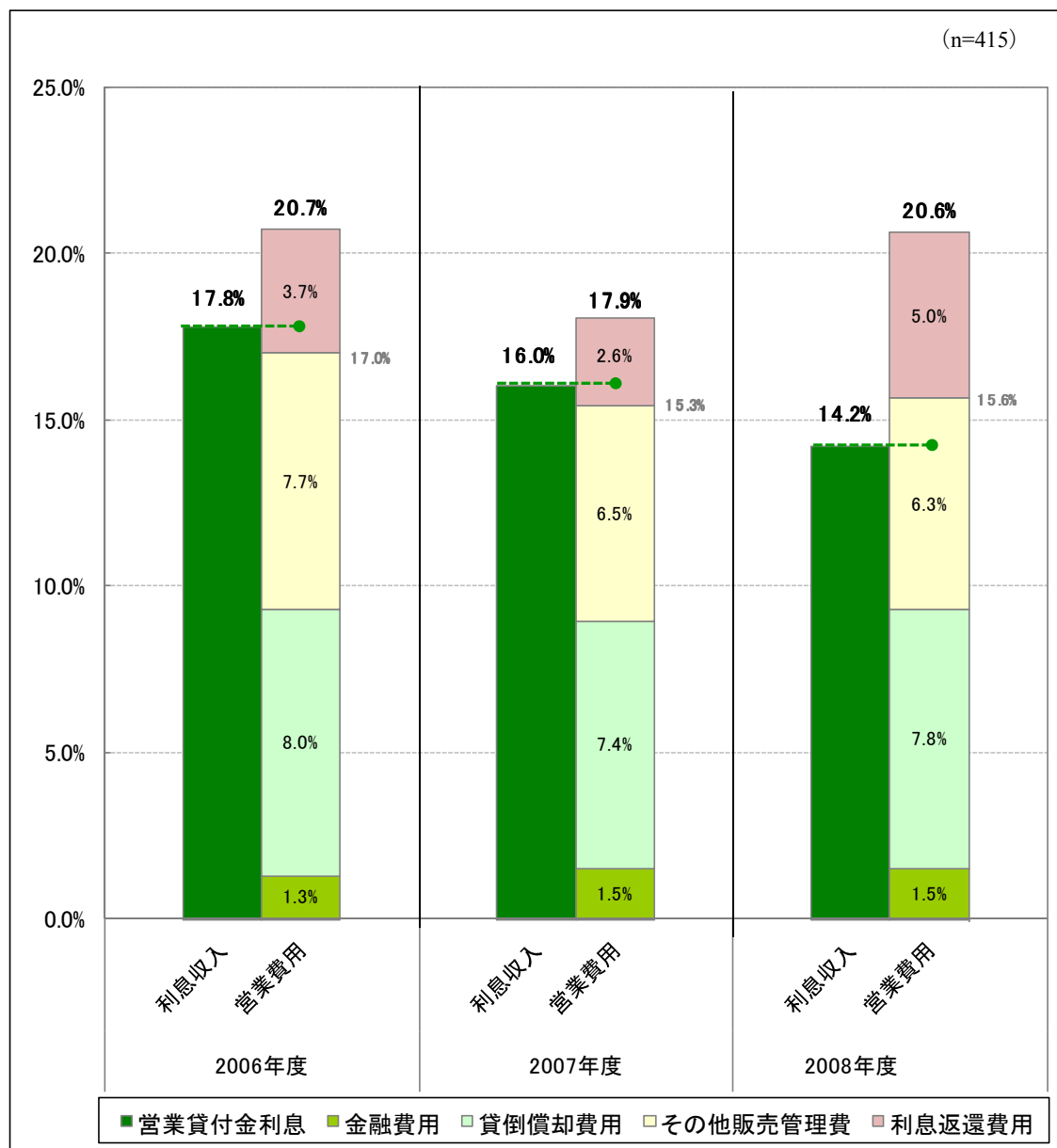


(2) 事業コスト構造

貸金業者のコスト構造を把握するために、直近3期の営業貸付金残高(平均残高)、営業貸付金利息、及び貸金業における営業費用として、金融費用、貸倒償却費用、その他販売管理費、利息返還費用(利息返還金)を調査し、「営業貸付金利息の営業貸付金残高に対する比率」、「営業費用総額(利息返還費用を含む)の営業貸付金残高に対する比率」、「利息返還費用を除いた営業費用の営業貸付金残高に対する比率」の推移を分析した。

この2年度の間、「営業貸付金利息」の比率が17.8%から14.2%へと低下する一方、「営業費用総額(利息返還費用を含む)」の比率は20.7%から20.6%と横ばいとなった。また、「利息返還費用を除いた営業費用」の比率は、17.0%から15.6%へと低下したものの、2008年度には「営業貸付金利息」の比率を上回る結果となり、事業構造として大変厳しいものとなっている(数字は協会員調査)。

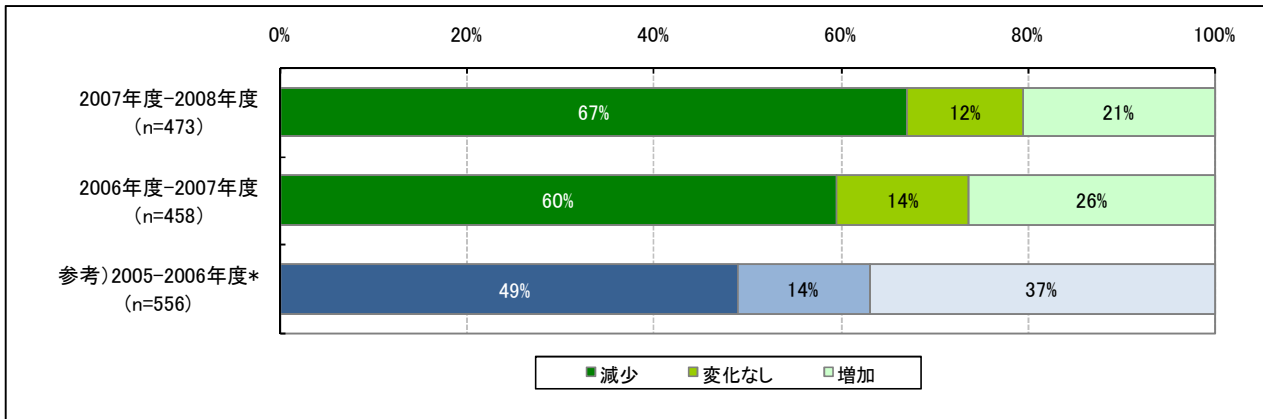
【図37 (協会員調査) 収支項目の営業貸付金残高比率の推移】



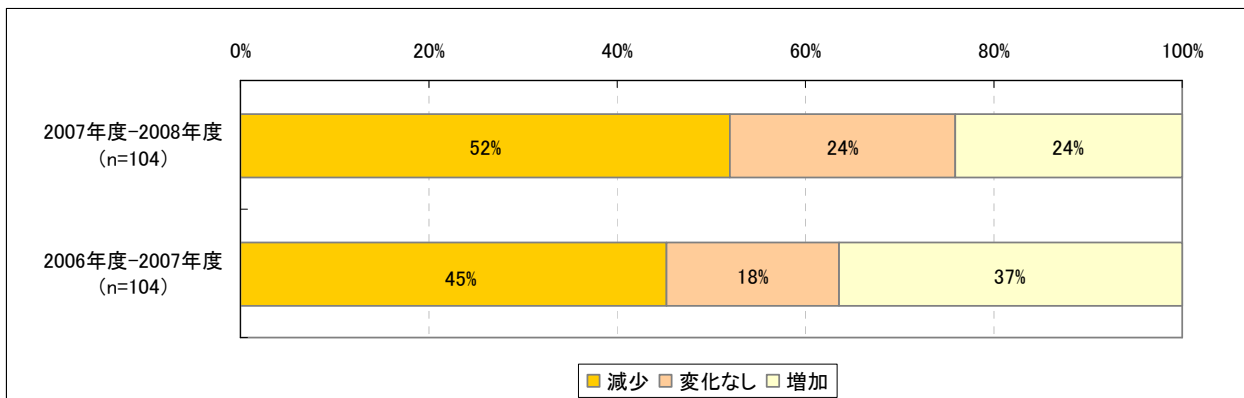
(3) 金融機関からの資金調達状況

貸金業者の資金調達状況を把握するため、直近3期における金融機関からの借入金額を調査し、その増減を算出した。「減少」と回答した貸金業者（協会員）の割合は、60%から67%へと上昇した。

【図 38 (協会員調査) 金融機関からの借入金増減状況 *昨年度調査】



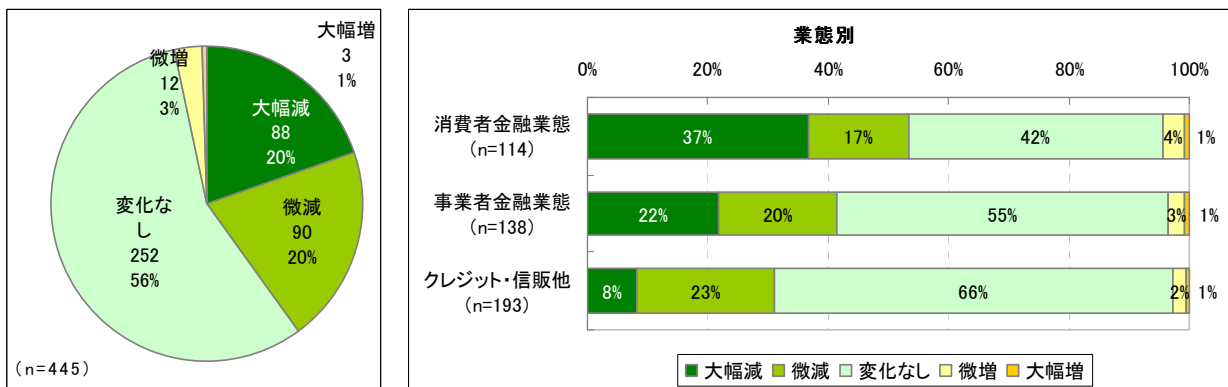
【図 39 (非協会員調査) 金融機関からの借入金増減状況】



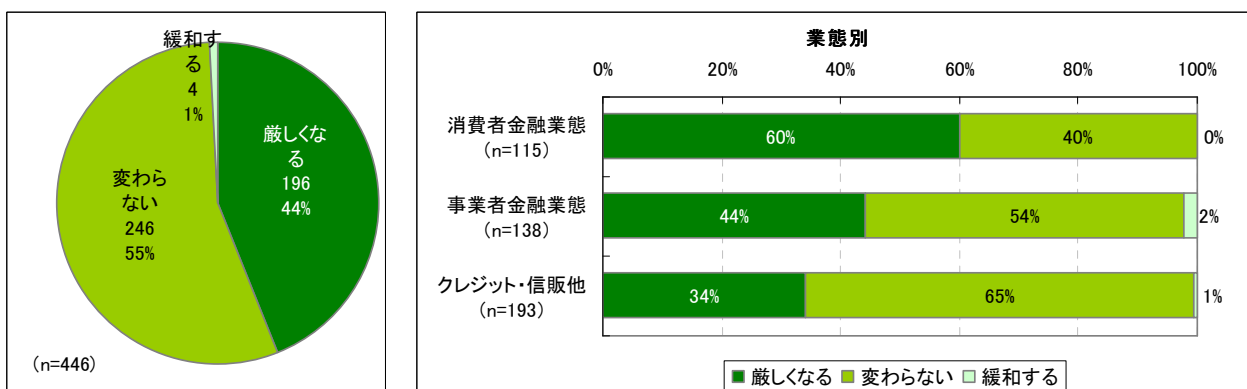
次に、金融機関からの借入に関する将来見通しとして、金融機関からの借入残高がある貸金業者に対して、借入可能金額（借入枠）の増減傾向と金融機関の貸出姿勢を尋ねたところ、貸金業者（協会員）の40%が借入可能金額の「大幅減」「微減」を見通し、44%が金融機関の貸出姿勢が「厳しくなる」と見通している。

業態別にみると、消費者金融業態（協会員）は、借入可能金額の「大幅減」が37%、金融機関の貸出姿勢は「厳しくなる」が60%と、最も厳しく見通していることがわかった。

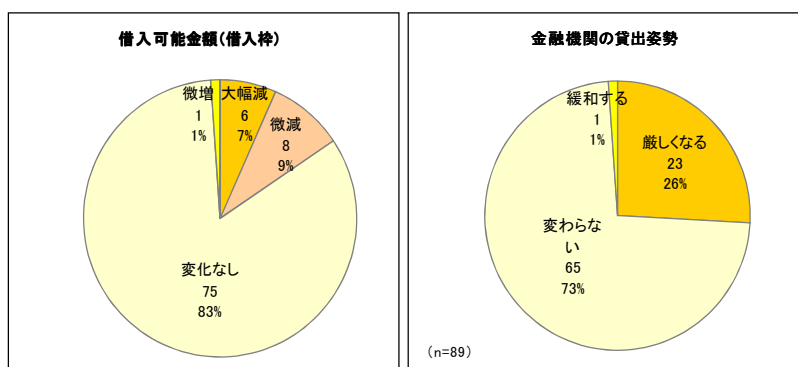
【図40 (協会員調査) 借入可能金額(借入枠)の見通し】



【図41 (協会員調査) 金融機関の貸出姿勢の見通し】



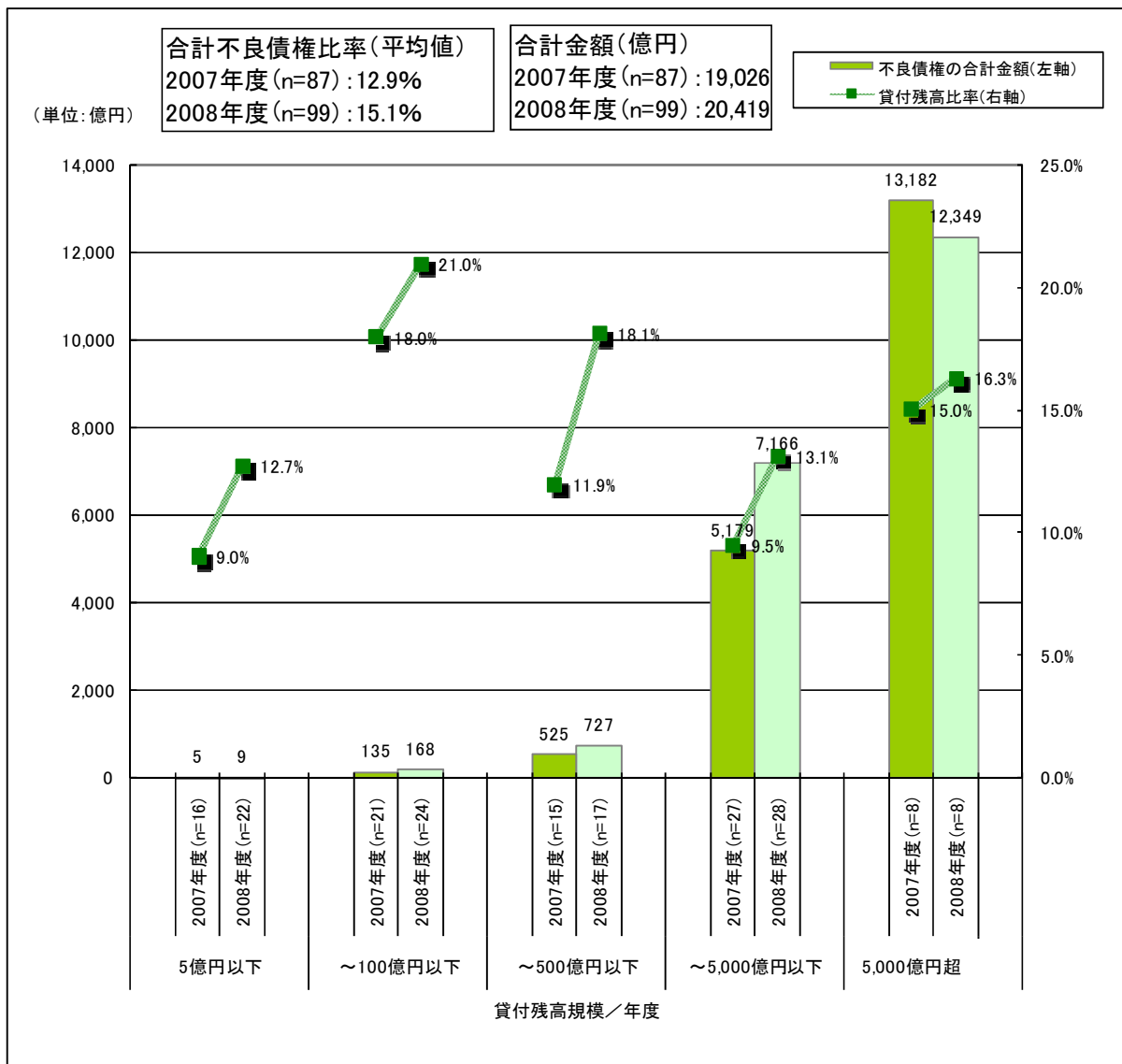
【図42 (非協会員調査) 借入可能金額(借入枠)の見通し及び金融機関の貸出姿勢の見通し】



(4) 不良債権の状況

債権の不良化の状況を把握するため、直近2期の不良債権金額（破綻先債権・延滞債権・貸出条件緩和債権の合計）を調査し、各年度の貸付残高に対する比率を算出した。貸付残高規模別にみると、いずれも2007年度末から2008年度末にかけて不良債権の残高比率が上昇している結果となった。

【図43 (協会員調査) 不良債権の合計金額と貸付残高比率—貸付残高規模別】

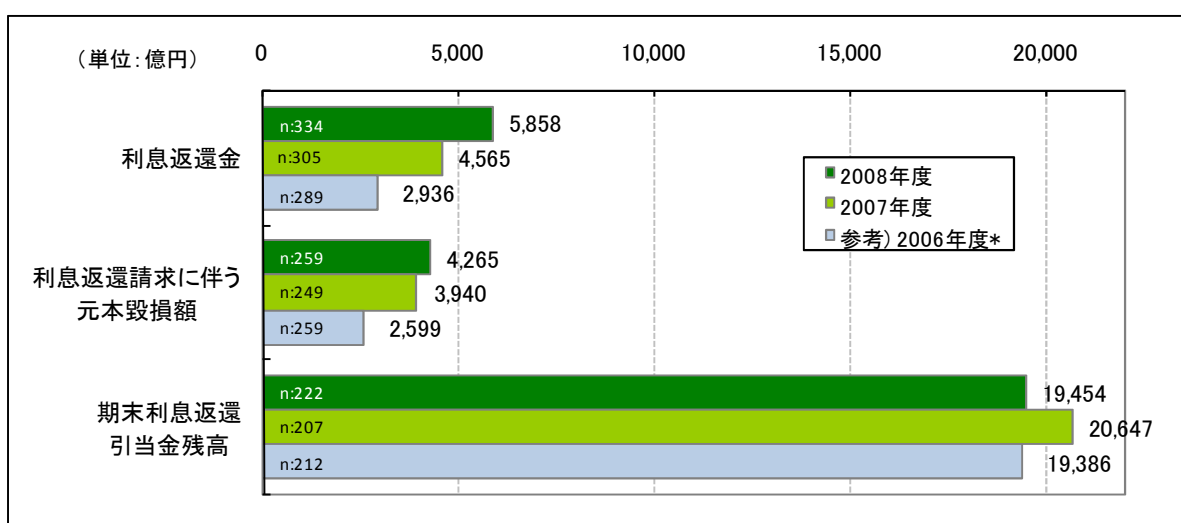


(5) 利息返還請求の実態

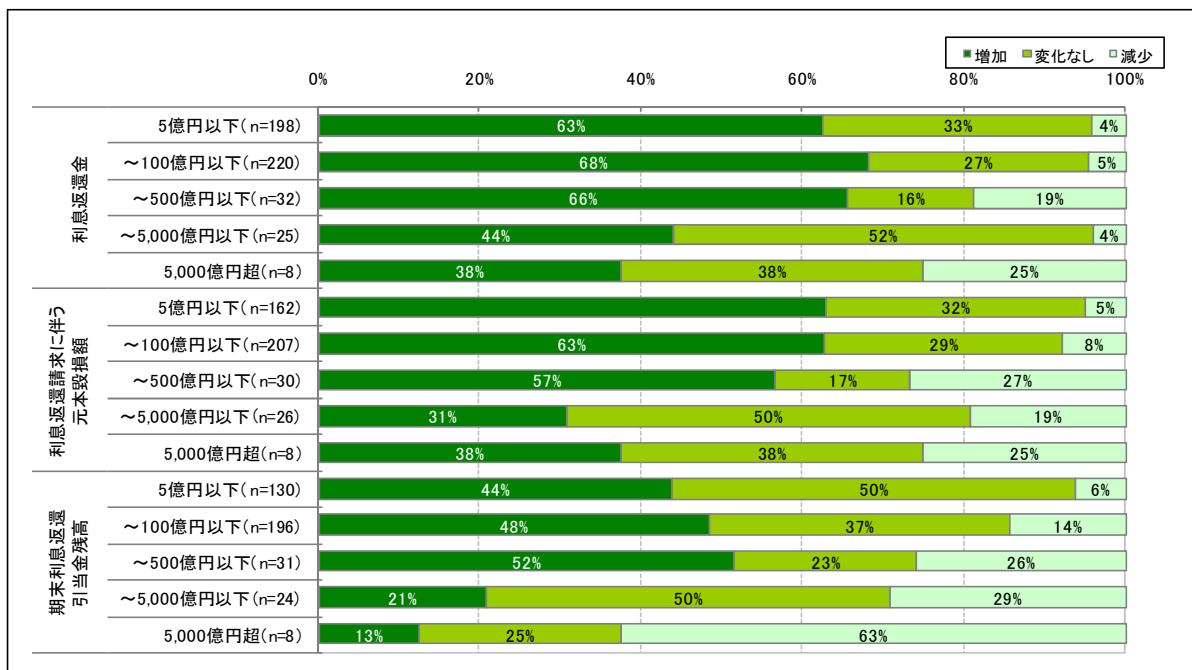
利息返還請求の実態を把握するため、直近2期における「利息返還金（実際のキャッシュアウト金額）」、「利息返還請求に伴う元本毀損額」、「期末利息返還引当金残高」を調査した。昨年度調査結果を含めて、利息返還請求に伴う元本毀損額と利息返還金の合計金額の推移（協会員）は、2006年度が約0.6兆円、2007年度が約0.9兆円、2008年度が約1.0兆円と増加し、この間、利息返還引当金残高は2兆円前後で推移した。すなわち、利息返還請求の影響は、過去3カ年において、元本毀損及び利息返還金の合計で約2.4兆円、引当金計上コストを含めて約4.4兆円の規模に達した。

また、利息返還関連コストそれぞれの今後の見通しについて尋ねたところ、貸付残高500億円以下の貸金業者（協会員）の半数以上は、利息返還金及び元本毀損額の増加を見通している。

【図44 (協会員調査) 利息返還コストの推移 *2006年度結果は前年調査より(母集団が異なる)】



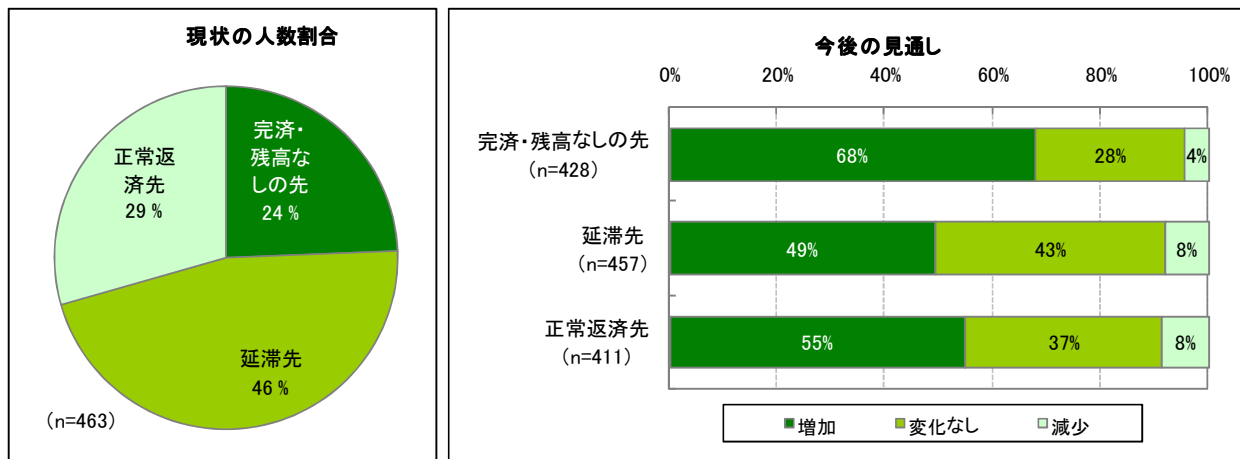
【図45 (協会員調査) 利息返還コストの見通し—貸付残高規模別】



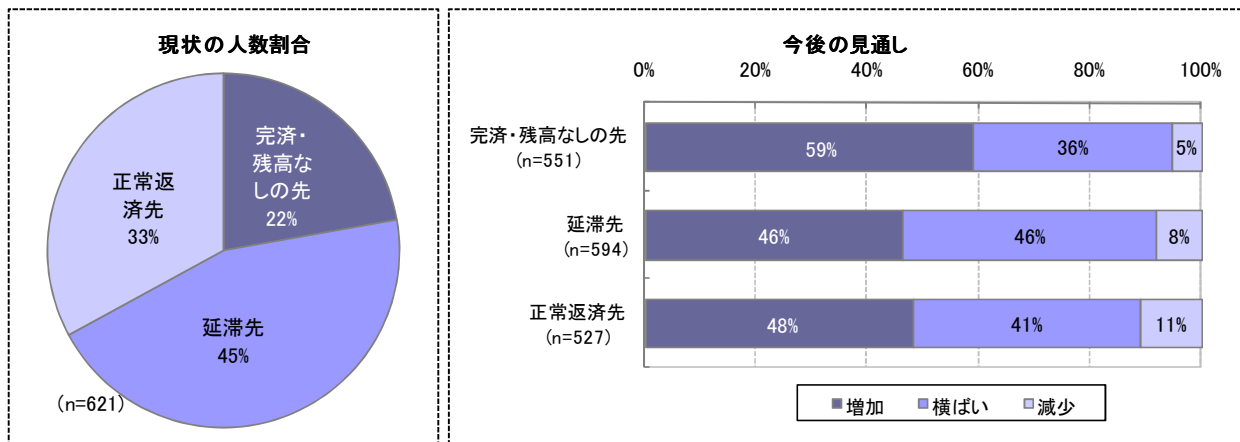
次に、利息返還請求者のプロフィールを明らかにするため、該当債務者の請求時点の債務者区分と請求元について、それぞれ現状の人数割合と今後の見通しについて調査を行った。

債務者区分の調査（協会員）では、現在、原債務の支払が滞っている「延滞先」からの請求が最も多く46%を占め、また、既に取り引が終了している「完済・残高なしの先」からの請求は24%、昨年度の調査（22%）を上回る水準に及んだ。今後の見通しは、「延滞先」や「正常返済先」からの請求増加（それぞれ、49%、55%）よりも、「完済・残高なしの先」からの請求増加が68%と多かった。

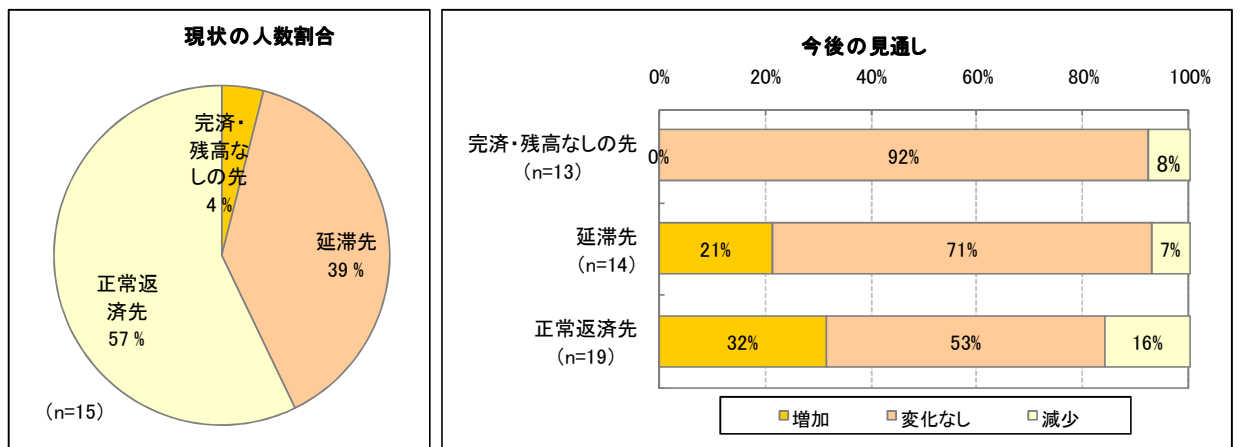
【図 46 （協会員調査）利息返還請求時の債務者区分】



【図 47 （昨年度調査）利息返還請求時の債務者区分】

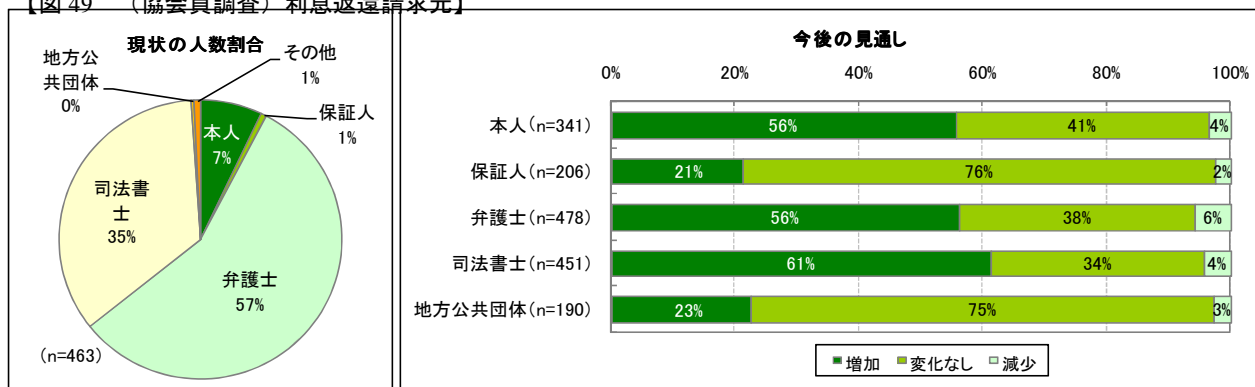


【図 48 （非協会員調査）利息返還請求時の債務者区分】

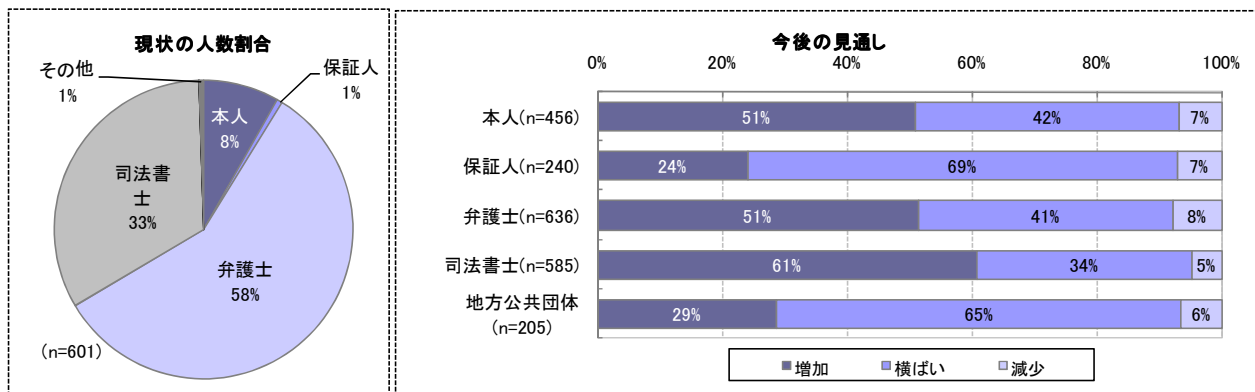


請求元の調査（協会員）では、現状は、「弁護士」が57%、「司法書士」が35%と、昨年度に引き続き両者合わせて90%以上に達し、「本人」からの請求は7%に留まった。今後の見通しは、「司法書士」からの請求が増加するとして回答が最も多かったものの（61%）、現状ではほとんど請求実績がない「地方公共団体」からの請求が増加すると回答した割合が23%に達した。

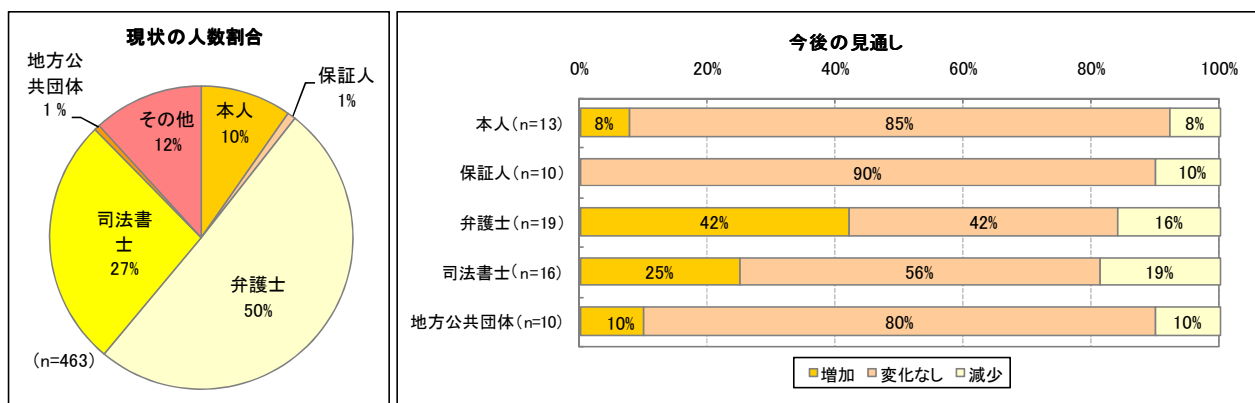
【図 49 （協会員調査）利息返還請求元】



【図 50 （昨年度調査）利息返還請求元】

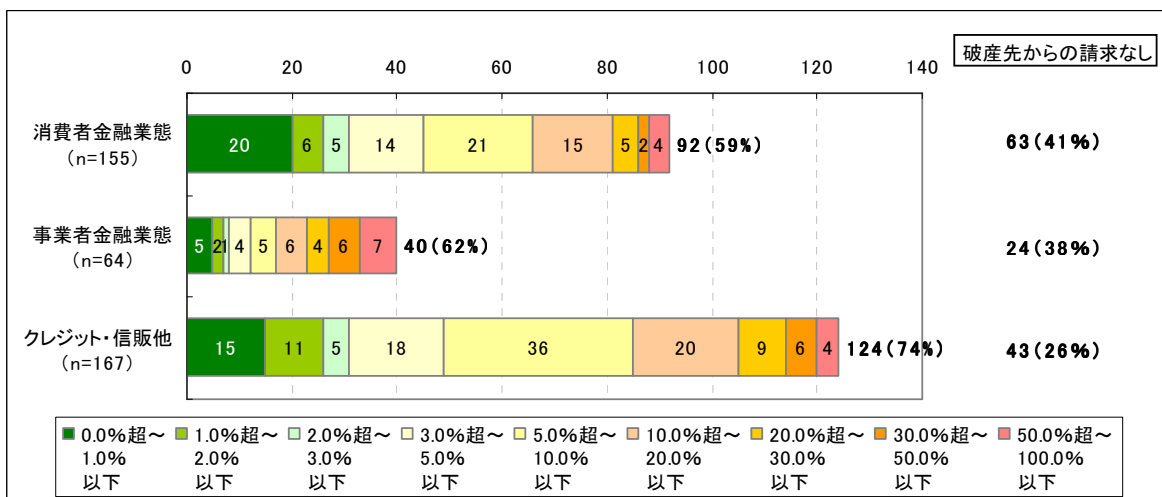


【図 51 （非協会員調査）利息返還請求元】

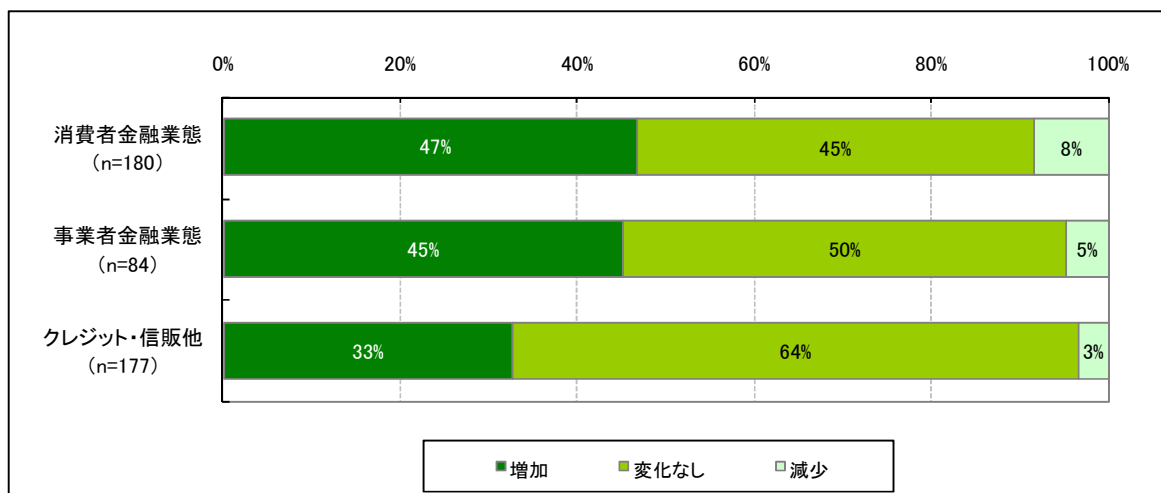


利息返還請求を受けた貸付先における、「破産先（免責決定先及び申立中の貸付先）」の割合を尋ねたところ、各業態（協会員）とも破産先からの請求があることがわかった（破産先割合が0%以外の回答割合をみると、消費者金融業態で59%、事業者金融業態で62%、クレジット・信販他で74%）。また、消費者金融業態と事業者金融業態では、貸金業者（協会員）の約半数が、破産先からの請求が増加すると見通している。

【図 52 （協会員調査）利息返還請求先における破産先の割合－業態別】



【図 53 （協会員調査）利息返還請求先における破産先割合の今後の見通し－業態別】



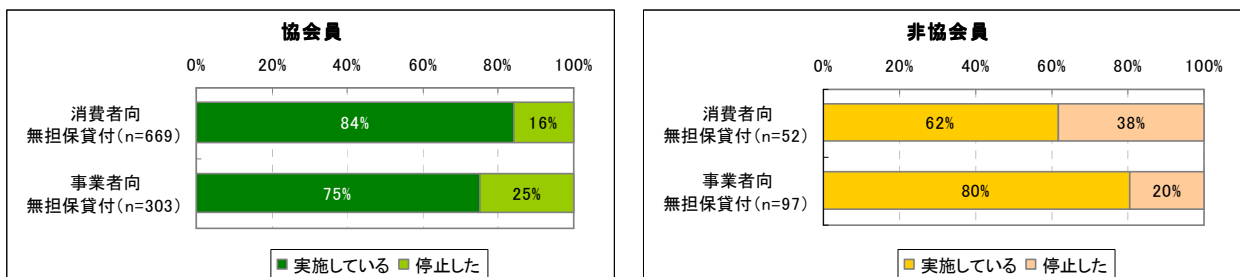
4. 貸付先に対する与信姿勢の変化

(1) 新規貸付及び初期審査の状況と今後の見通し

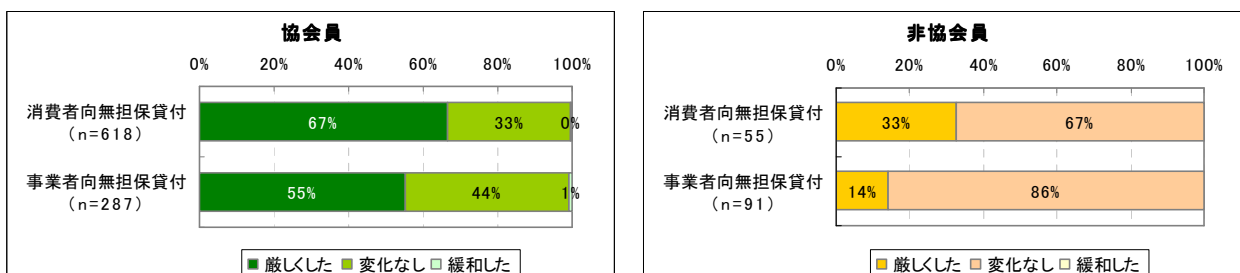
新規貸付先に対する与信姿勢を把握するため、貸付の実施状況と借入申込に対する改正貸金業法施行（2007年1月）後の審査状況を調査した。

消費者向け無担保貸付の場合、貸付を実施していた貸金業者（協会員）の16%が新規貸付停止を回答し、67%が初期審査姿勢を「厳しくした」と回答した。

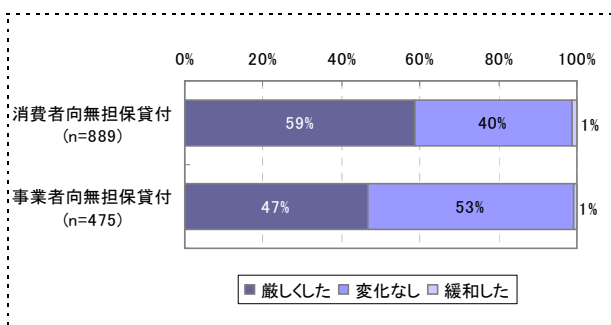
【図54 （協会員調査／非協会員調査）新規貸付の実施状況】



【図55 （協会員調査／非協会員調査）2006年12月以降の初期審査の状況】

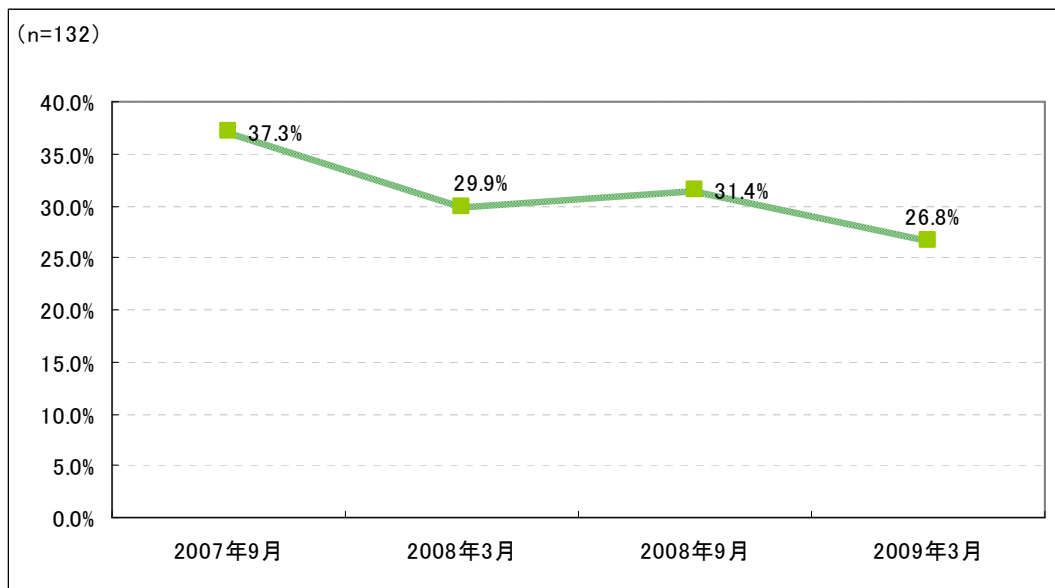


【図56 （昨年度調査）直近1年間の審査状況】



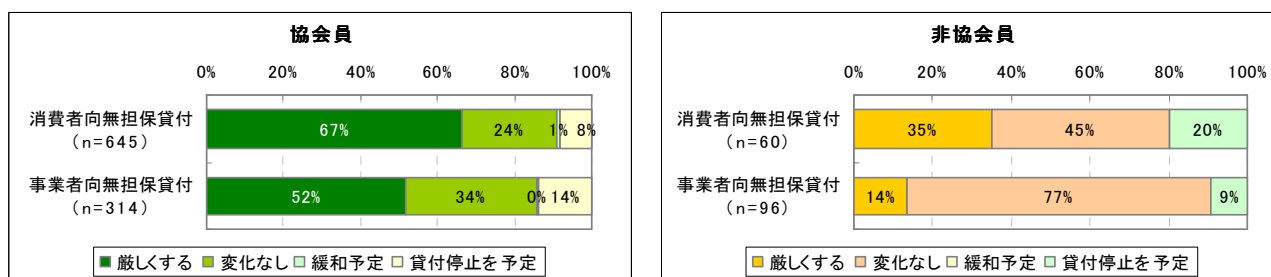
初期審査姿勢の厳格化の影響を把握するため、「新規申込件数」と「新規契約数」の実績から半期ごとの単月の成約率を算出したところ（協会員、消費者金融業態における消費者向け無担保貸付）、37.3%（2007年9月）から26.8%（2009年3月）へと低下していることがわかった。

【図 57 （協会員調査）成約率の推移－消費者金融業態、消費者向け無担保貸付】

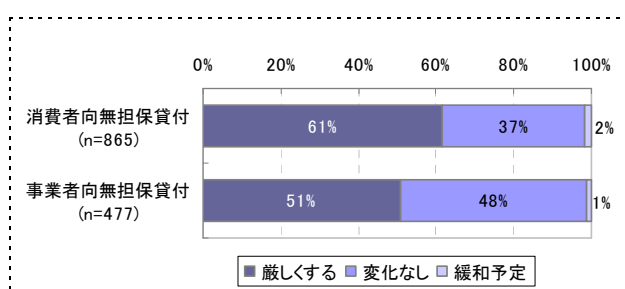


次に、初期審査に関する完全施行後の見通しを尋ねたところ、消費者向け無担保貸付の場合、貸金業者（協会員）の67%が「厳しくする」、8%が「貸付停止を予定」と回答しており、昨年度（「厳しくする」/61%）より与信姿勢を厳格化する傾向となった（事業者向け無担保貸付の場合も同様の傾向）。

【図 58 （協会員調査／非協会員調査）完全施行後の初期審査状況の見通し】



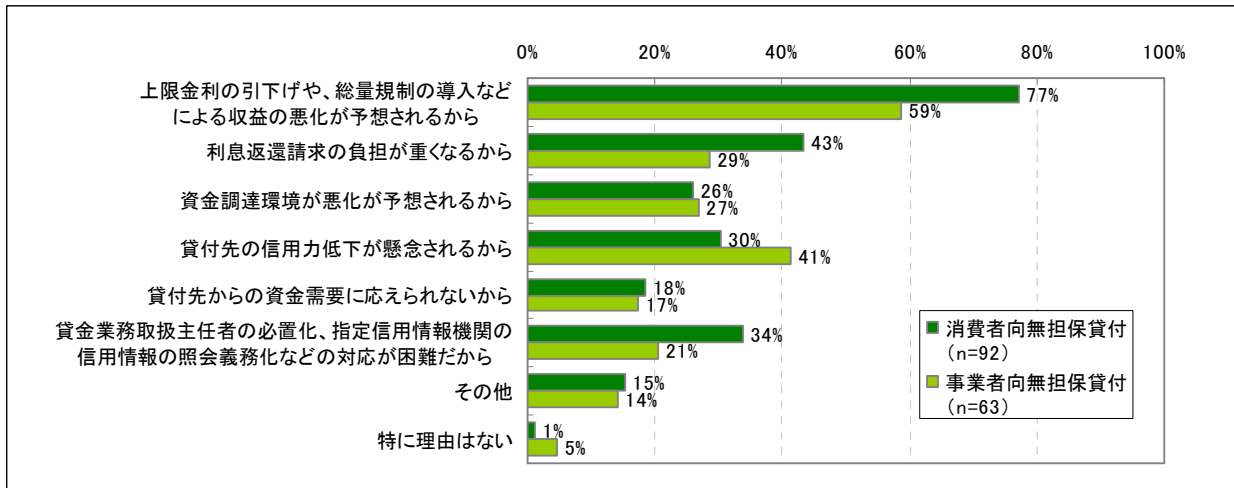
【図 59 （昨年度調査）今後の審査状況の見通し】



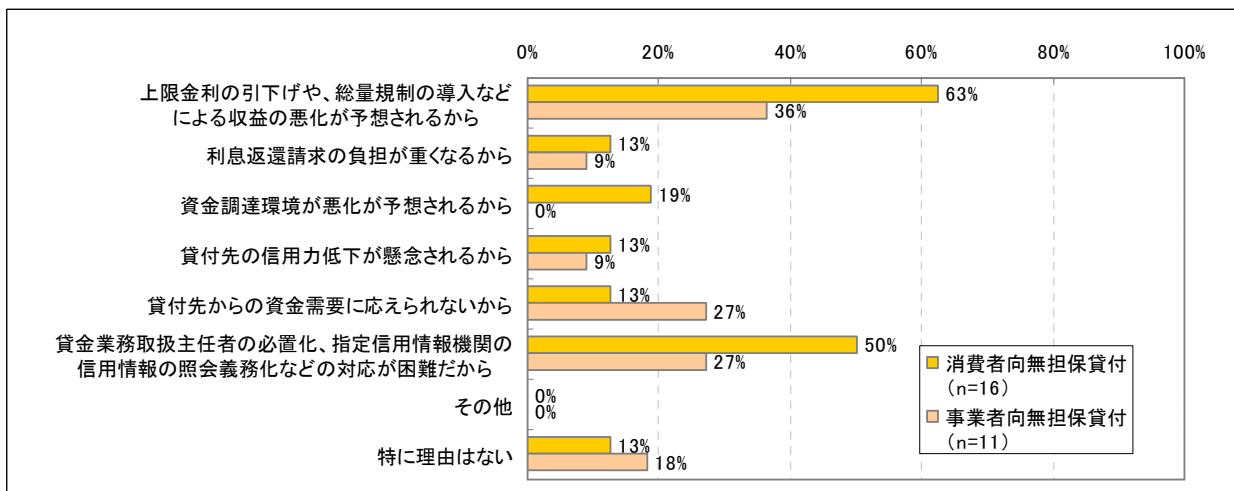
さらに、新規貸付停止を予定している貸金業者にその理由を尋ねたところ（協会員）、消費者向け無担保貸付の場合、「上限金利の引下げや、総量規制の導入などによる収益の悪化が予想されるから」が最も多く（77%）、「利息返還請求の負担が重くなるから」（43%）、「貸金業務取扱主任者の必置化、指定信用情報機関の信用情報の照会義務化などの対応が困難だから」（34%）がこれに続いた。

事業者向け無担保貸付の場合も、「上限金利の引下げや、総量規制の導入などによる収益の悪化が予想されるから」が最も多く（59%）、「貸付先の信用力低下が懸念されるから」（41%）がこれに続いた。

【図 60 （協会員調査）新規貸付停止予定の理由】



【図 61 （非協会員調査）新規貸付停止予定の理由】



(2) 上限金利引下げへの対応(消費者向け無担保貸付)

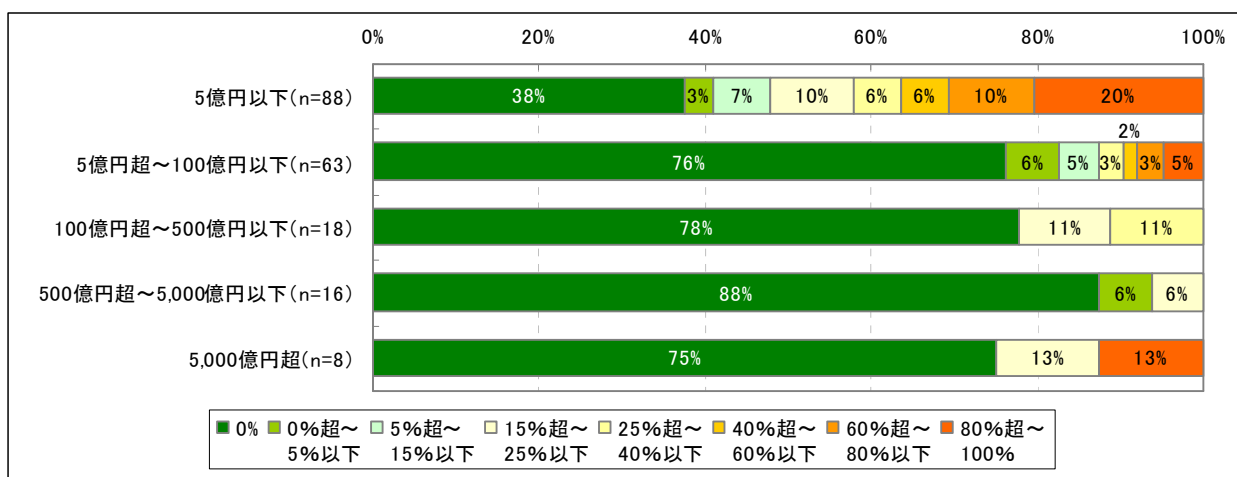
① 対応が必要な債権比率の状況

上限金利の引下げの導入に伴い、貸付金利の見直し等の対応が必要となる債権の保有比率（貸付金利が利息制限法を上回る貸付先割合）について、「直近月末の新規貸付先」と「2006 年中間期末の正常貸付先」の2つの時点において調査を行った。

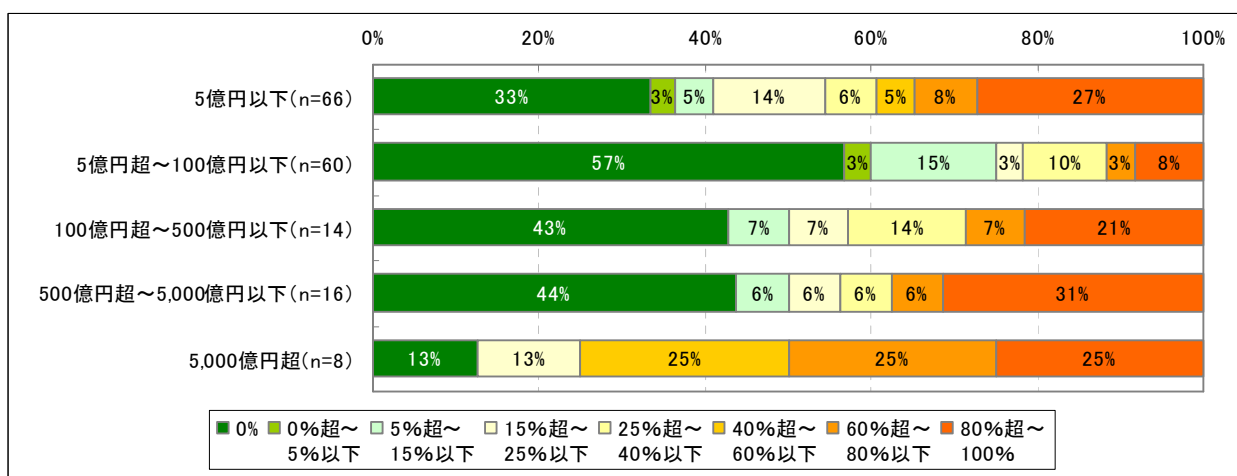
直近月末時点の新規貸付先については、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）のうち、38%が「対応済み（要対応債権の保有比率が0%）」と回答している一方、20%が「ほとんど未対応（要対応債権の保有比率が80%超）」と回答した。

2006 年中間期末時点の正常貸付先については、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）のうち、33%が「対応済み（対応が必要な債権保有比率が0%）」と回答している一方、27%が「ほとんど未対応（要対応債権の保有比率が80%超）」と回答した。また、貸付残高5,000億円超の大手貸金業者（協会員8社）のうち、「対応済み」の貸金業者は1社（13%）に過ぎず、4社（50%）が「半分以上が未対応（要対応債権の保有比率が60%超）」となった。

【図 62 （協会員調査）上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比
 <新規貸付先（直近時点）> - 貸付残高規模別 - 消費者向け無担保貸付】

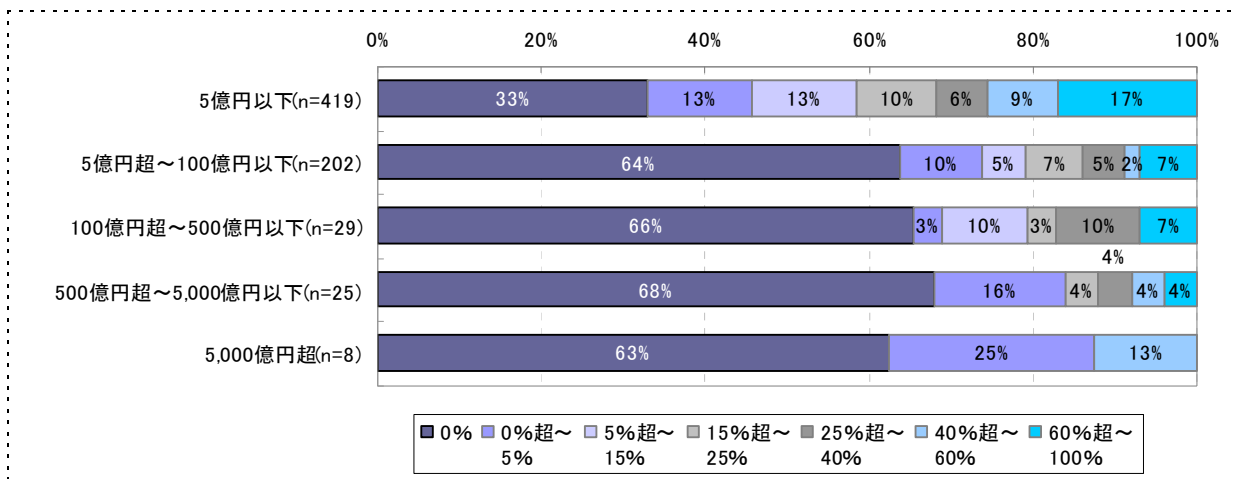


【図 63 （協会員調査）上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比
 <既存貸付先（2006 年中間期末時点）> - 貸付残高規模別 - 消費者向け無担保貸付】

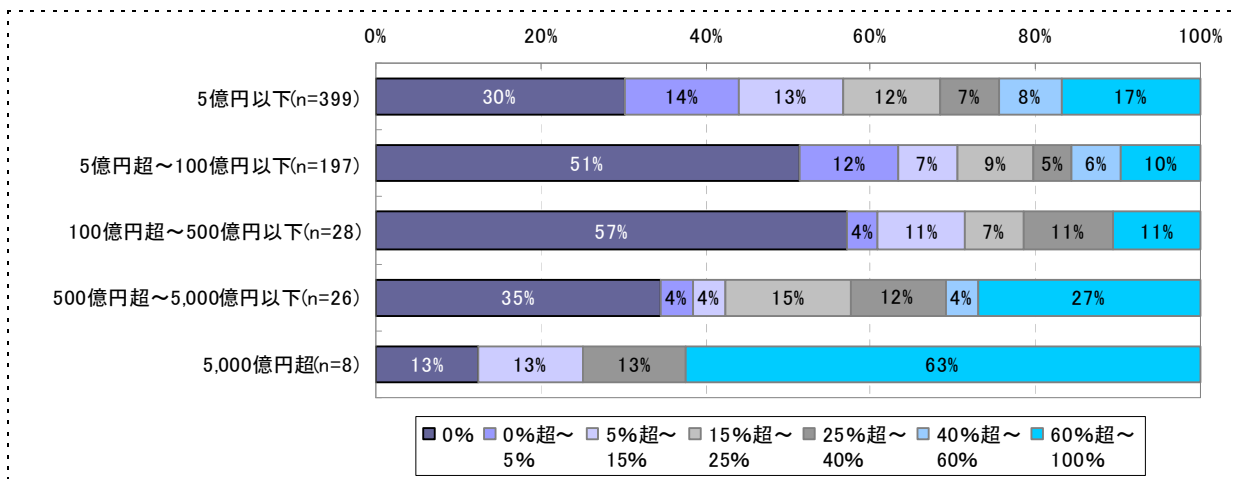


なお、昨年度の調査と比較すると、直近月末時点の新規貸付先については、貸付残高5億円超の貸金業者（協会員）は上限金利引下げへの対応を進めている一方、貸付残高5億円以下の小規模貸金業者（協会員）は対応の遅れが顕著となった。また、2006年中間期末時点の正常貸付先については、おしなべて「直近月末の新規貸付先」より対応が進んでいないことが読み取れた。

【図 64 (昨年度調査) 上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比
 <新規貸付先(直近時点)>—貸付残高規模別—消費者向け無担保貸付】



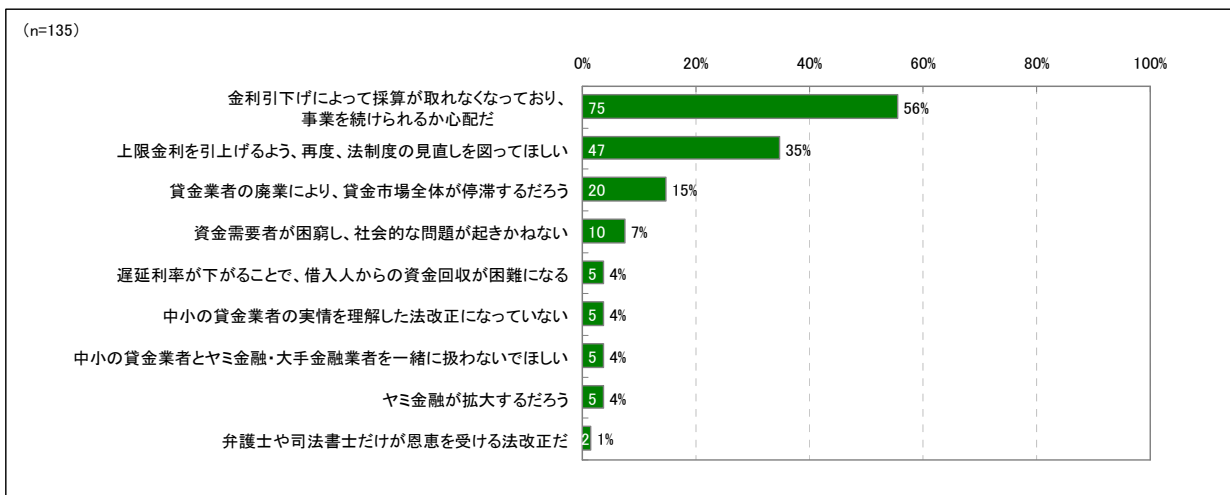
【図 65 (昨年度調査) 上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比
 <既存貸付先(2006年中間期末時点)>—貸付残高規模別—消費者向け無担保貸付】



② 上限金利引下げに関する「意見」の傾向²

上限金利引下げに対する自由意見を分析したところ、「金利引下げによって採算が取れなくなっており、事業を続けられるか心配だ」「上限金利を上げるよう、再度、法制度の見直しを図ってほしい」など経営環境の悪化を懸念する意見が多かった。また「貸金業者の廃業により、貸金市場全体が停滞するだろう」「資金需要者が困窮し、社会的な問題が起きかねない」といった貸金市場や資金需要者への影響を指摘する意見もあった。

【図 66 上限金利引下げに対する意見（記述回答に基づく分析）】



² 記述回答分析における非協会の集計対象は、業態不明や貸付残高区分不明を含めた回収全 343 者としている。

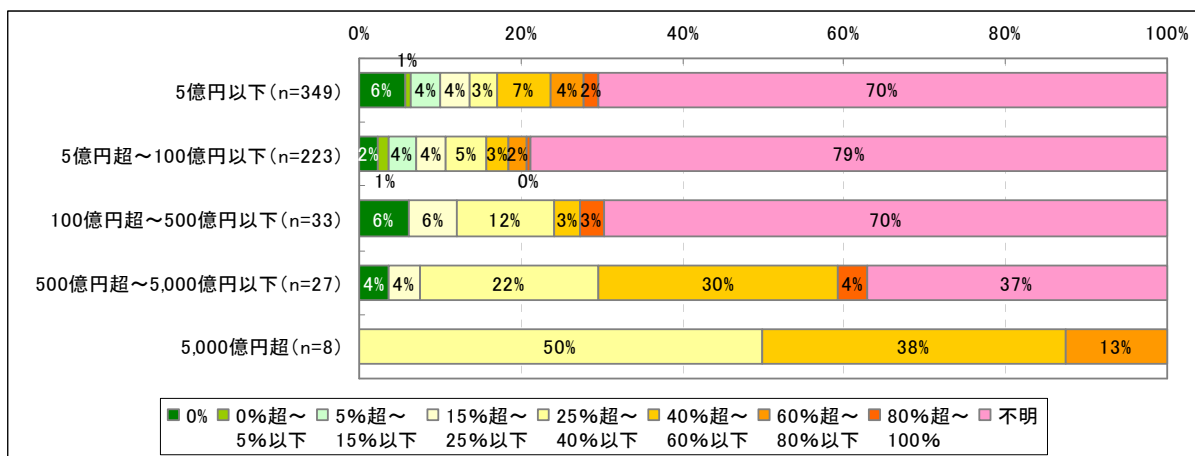
(3) 総量規制の導入への対応(消費者向け無担保貸付)

① 規制該当債権の保有比率の状況

総量規制の導入によって、規制に該当しそうな債権の保有比率（総量規制に該当する貸付先割合）について、2008年度末の正常貸付先において調査を行った。

貸付残高 5,000 億円超の大手貸金業者（協会員 8 社）のうち、4 社（50%）が「半数程度が未対応（規制該当債権の保有比率が 40%超）」、4 社（50%）が「対応途上（規制該当債権比率が 25%超～40%以下）」となった。一方、貸付残高 500 億円以下の貸金業者（協会員）は、約 70%が「不明（規制該当債権の保有比率を把握していない）」と回答した。

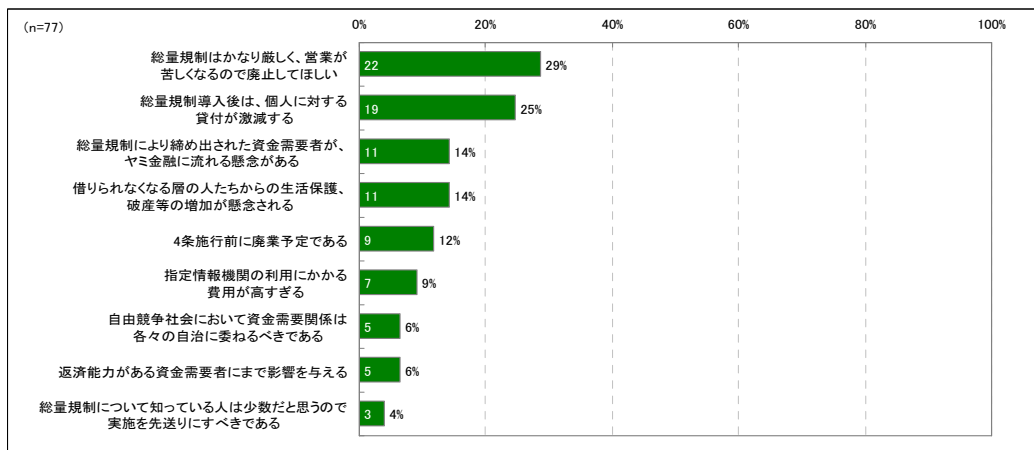
【図 67 (協会員調査) 総量規制該当債権保有比率別事業者数構成比—貸付残高規模別—消費者向け無担保貸付】



② 総量規制の導入に関する「意見」の傾向³

総量規制の導入に対する自由意見を分析したところ、「総量規制はかなり厳しく、営業が苦しくなるので廃止してほしい」「総量規制導入後は、個人に対する貸付が激減する」等、経営環境の悪化を懸念する意見が多かった。また、「総量規制により締め出された資金需要者が、ヤミ金融に流れる懸念がある」「借りられなくなる層の人たちからの生活保護、破産等の増加が懸念される」といった資金需要者への影響を指摘する意見もあった。

【図 68 総量規制に対する意見（記述回答に基づく分析）】



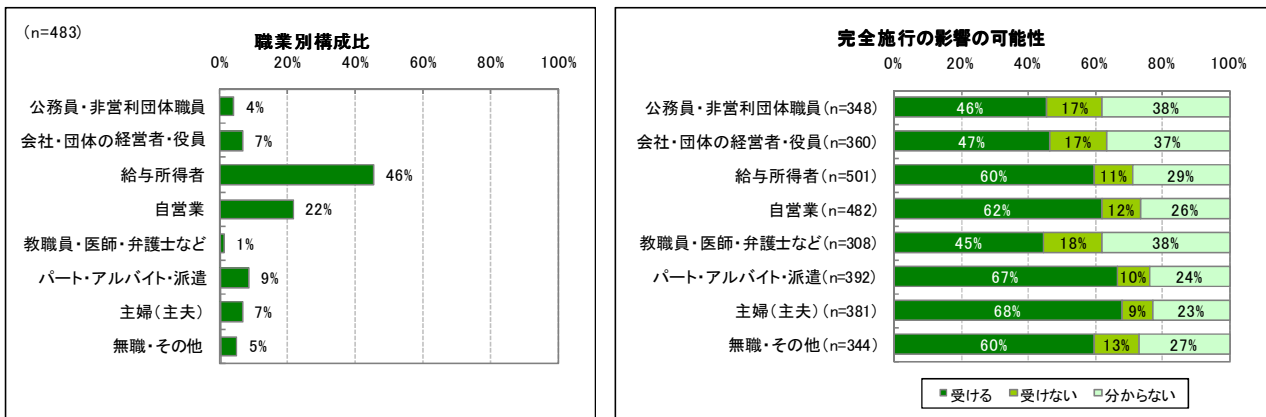
³ 記述回答分析における非協会員の集計対象は、業態不明や貸付残高区分不明を含めた回収全 343 者としている。

(4) 完全施行の影響を受ける資金需要者

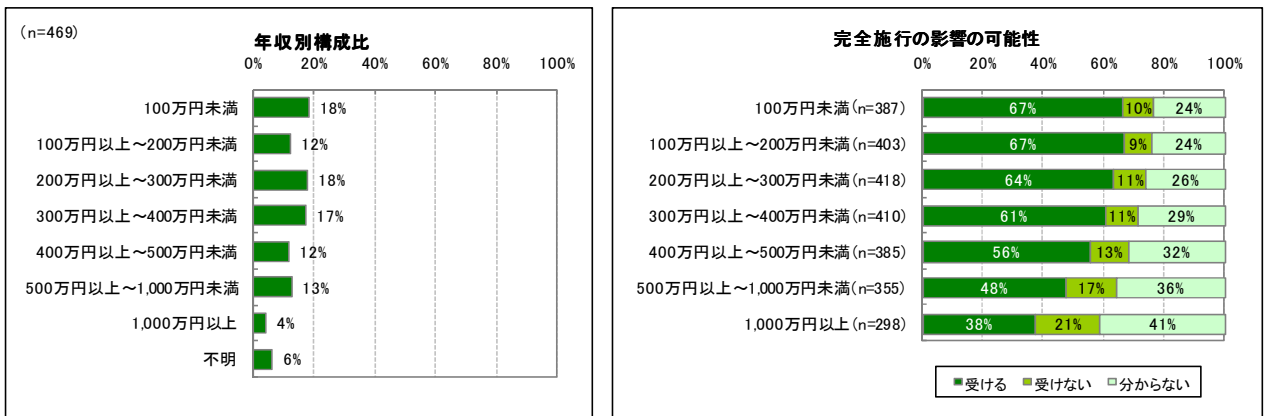
改正貸金業法の完全施行に伴う貸金業者の与信姿勢の変化を把握するために、与信対象先を属性ごとに分類し（直近月末の先数比率）、それぞれ「完全施行による影響の可能性」を調査した。

消費者向け貸付の場合、貸金業者（協会員）の60%超が、法改正の完全施行の影響を受ける個人として、「自営業者」「パート・アルバイト・派遣」「主婦（主夫）」「年収400万円未満の低所得者層」をあげている。

【図 69 （協会員調査）完全施行による影響の可能性＜消費者向け貸付－資金需要者の職業別＞】

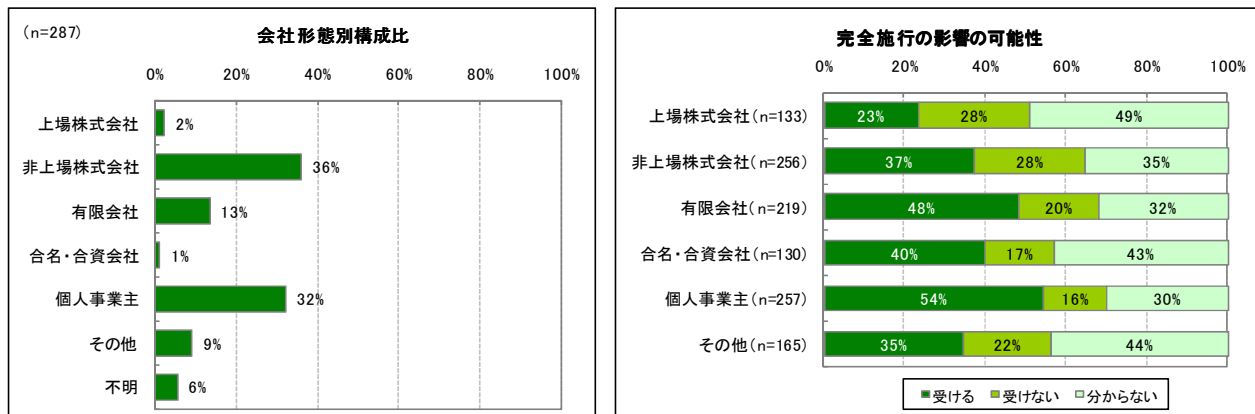


【図 70 （協会員調査）完全施行による影響の可能性＜消費者向け貸付－資金需要者の年収別＞】

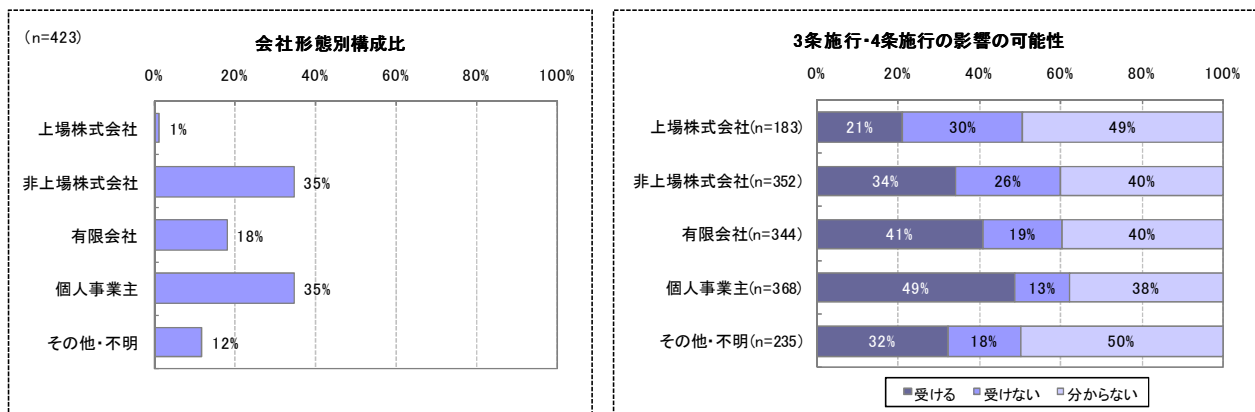


事業者向け貸付の場合、貸金業者（協会員）の54%が、法改正の完全施行の影響を受ける事業者として、「個人事業主」をあげた。同じく、貸金業者（協会員）の51%が、「従業員数10人未満」に該当する事業者が「法改正の完全施行の影響を受ける」と回答した。

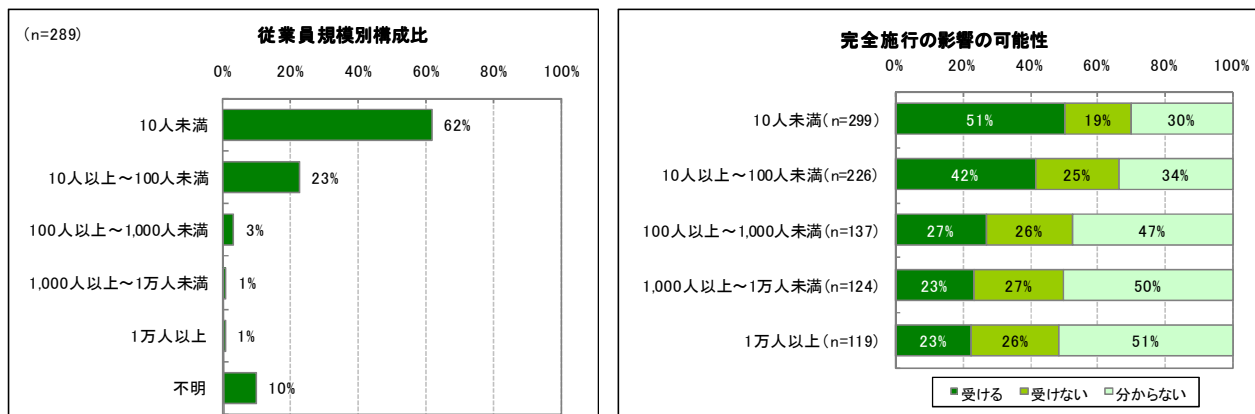
【図71（協会員調査）完全施行による影響の可能性＜事業者向け貸付－資金需要者の会社形態別＞】



【図72（昨年度調査）完全施行による影響の可能性＜事業者向け貸付－資金需要者の会社形態別＞】



【図73（協会員調査）完全施行による影響の可能性＜事業者向け貸付－資金需要者の従業員規模別＞】



以上